

第三百三十二回
参議院商工委員会會議録第十一号

平成七年六月七日(水曜日)

午前九時開会

委員の異動

六月六日

辞任

前畑 幸子君
井上 計君

補欠選任

山本 正和君
木暮 山人君

六月七日

辞任

石井 道子君
河本 三郎君
松尾 官平君

補欠選任

野間 越君
笠原 潤一君
山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

久世 公堯君

理事

杵掛 哲男君
吉村剛太郎君
葦科 満治君
長谷川 清君

委員

笠原 潤一君
下条進一郎君
中曾根弘文君
野間 越君
穂山 篤君
及川 一夫君
村田 誠醇君
山本 正和君
牛嶋 正君
木暮 山人君
山下 栄一君
小島 慶三君
市川 正一君

政府委員

通商産業大臣官
房審議官
通商産業省環境
立地局長

太田信一郎君

齊藤 眞人君

事務局側

常任委員会専門
員

里田 武臣君

参考人

日本商工会議所
常務理事
日本チェーン
ストア協会環境
問題委員会委員
生活協同組合コ
ープこうべ常勤
相談役

西川 禎一君

稲岡 稔君

確井美智子君

吉岡 忠夫君

船橋市環境部長

本日の会議に付した案件

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久世公堯君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨六日、井上計君及び前畑幸子君が委員を辞任
され、その補欠として木暮山人君及び山本正和君
がそれぞれ選任されました。

また、本日、松尾官平君、石井道子君及び河本
三郎君が委員を辞任され、その補欠として山下栄
一君、野間越君及び笠原潤一君がそれぞれ選任さ
れました。

○委員長(久世公堯君) 容器包装に係る分別収集
及び再商品化の促進等に関する法律案を議題とい
たします。

本日は、本案審査のため、お手元に配付いたし
ております名簿の四名の方々に参考人として御出
席願っております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し
上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席い
ただきましてまことにありがとうございます。た
だいま議題となっておりまして本案につきまして、
皆様方から忌憚のない御意見を承りたいと存じま
すので、よろしく御願いをいたします。

なお、議事の進め方でございますが、まず参考
人の方々から御意見をそれぞれ十五分程度お述べ
いただいた後、委員の質疑にお答えをいただきた
いと存じます。また、発言の際は都度委員長
の許可を受けることになっておりますので、あら
かじめ御承知ください。

なお、参考人の方々には、意見の陳述及び委員
の質問に関する答弁とも着席のまま結構ござい
ます。

それでは、西川参考人からお願いをいたしま
す。西川参考人。

○参考人(西川禎一君) おはようございます。日
本商工会議所の西川でございます。

本日は、包装リサイクル法案の参議院商工委員
会の審議に際しまして、私どもの意見を申し述べ
る機会をちょうだいいたしましてまことにありが
とうございます。

環境問題につきましては、日常生活の関係から
生ずる問題から地球規模に至るような問題が世
の中で顕在化しているわけでございます。私ども
日本商工会議所は、全国五百余の商工会議所を会
員にいたしております団体でございますけれども、
も、各地会議所におきましてもこのような認識が
非常に強まっているわけでございます。特に身近
に感じておりますものは、企業活動や日常生活に

伴う廃棄物の排出量の増大と最終処分場の逼迫と
いうことが量的にも質的にも大変深刻化している
というところをそれぞれの地区で身近に強く感じて
いるわけでございますし、その観点から廃棄物の
減量化あるいはリサイクルの促進ということが求
められているということを強く感じている次第で
ございます。

このような事情でございますので、私ども日本
商工会議所といたしましては、環境委員会を設置
いたしまして環境問題全般についていろいろと取
り組んでおるところでございます。廃棄物の問題
につきましては、同委員会の検討に基づきまし
て、平成三年九月に日本商工会議所として取りま
とめました「廃棄物問題の解決に向けて」という考
え方が出されておりました、その中に整理されて
いるわけでございます。

そこでどういふふうに私どもが考えているかと
いうことを簡潔に申し述べたいと思っておりますが、一
つは、廃棄物問題というものは環境保全あるいは
限られた資源の有効活用という側面において、地
球環境と密接に関連しているということをまず強
く認識する必要があるということでございます。

第二は、この廃棄物問題は、現在の資源多消費
型経済社会システムそのものからいけば必然的に
生じているものでございますので、その解決には
そういう現行システムの見直しによる新たなシ
ステムの構築が必要であります。そのためには、
事業者、行政、消費者がそれぞれ公平かつ適正な
役割分担のもとにこの問題に取り組んでいかねば
ならないということでございます。

第三番目といたしまして、私ども事業者を主と
して会員といたしておりますので、企業の果
たすべき役割といたしまして認識していることを
申し上げたいと思っております。

その一つは、環境問題に対する社会的責任を自

算した経営理念を確立して減量化・再資源化の視点に基づく企業活動を積極的に展開しなければならぬこと。二つ目には、減量化・再資源化を推進するためリサイクルしやすい製品とか商品の開発、技術の開発、生産工程等を見直していくこと。三番目といたしまして、企業も社会の一員でございますので、地域におきますリサイクル活動に積極的に関与していく必要があること。そして四番目に、業種とか地域の枠を超えた共同化といった協力体制をつくっていくことが必要だということ等でございます。

次に、先ほど申しましたように全国で五百以上の商工委員会が各都市にあるわけでございますけれども、それらの商工委員会におきましてもいろいろ工夫をしながらこの問題に積極的に取り組んでいるわけでございまして、その事例を幾つか御紹介申し上げたいと思います。

商工委員会所は名前で申しましても会議所でございますので、いろいろと委員会をつくりまして環境問題、廃棄物問題に関する会議をし、調査研究、情報交換をするというのが、これは非常に多くの会議所で行っていることでございます。

そして、この環境問題についての認識を会員企業、場合によっては市民に浸透させるためのいろいろなシンポジウムとか講演会、研究セミナーの開催をいたしております。そのほか、適宜、広報誌への掲載とかパンフレットの作成、配布なども行っている会議所が多数ございます。

もう一段進んだ段階といたしましては、地元の行政と連携いたしまして、いろいろ具体的な推進組織を設立いたしまして廃棄物問題に取り組んでいるということ。あるいは個々の企業に対しまして相談とか指導を行っているわけでございます。

廃棄物問題に特化いたしまして若干特色ある事業を申し上げたいと思うわけでございますが、一つは、会議所にはいろいろな会員がいるわけでございますので、異業種交流グループの活動が盛んでございます。その中で、このごみ問題について取り組みという形態も出ておりまして、資源ごみの

リサイクルとか減量化についての研究あるいは廃棄物の利用製品の開発といったことについて異業種グループの中でいろいろと取り組んでいる事例がございます。

それから、オフィスビルを単位といたしまして古紙回収事業者と共同で回収ネットワークをつくり、古紙の再生利用システムの構築、実施をいたしております。

それから、三つ目のケースといたしましては、このリサイクル資源の交換あっせん制度でございます。幾つかの商工委員会所が共同をいたしまして、企業から投棄されました廃棄物について需給台帳を作成いたしまして、登録企業者間の廃棄物の取引の仲介を行うというような事業を行っている事例もございます。

そのほか、やや精神的運動でございますけれども、買い物袋持参運動とか過剰包装自粛運動とかいった運動も展開いたしております。そのほか、環境貢献企業の表彰制度など、あるいは小学生を対象としたいろいろな作文や絵画コンクールなどのような事業もございます。

それから、より一歩進んだ段階といたしまして、商工委員会所自身の事業というケースでは必ずしもございませんが、商工委員会所が主導いたしまして、あるいは地元の行政と強力に連携いたしまして、廃棄物の中間処理、埋立処分等の一連の機能を有する施設などを第三セクターで建設するというような事例も幾つか見られております。

以上、各地が取り組んでおりますいろいろな例について、一例でございましてけれども御紹介申し上げます。

事業者の固まりである商工委員会所といたしましては、廃棄物の処理というものは、一般廃棄物は行政で、産業廃棄物は企業で処理するという国がお決めになされた原則のもとでいろいろと努力をいたしているわけでございます。ちなみに、産業廃棄物のリサイクル率は一般廃棄物のリサイクル率四〇%の約四倍の四〇%となっているという数字からも、私どもの努力というものがあるわ

れているのではないかとこのように思っております。

以上、私ども日本商工委員会所あるいは各地商工委員会所が廃棄物問題全体にどのように取り組んでいるかということについての御紹介を申し上げます。

次に、本日の審議対象でございます法案に関しまして若干の御意見、御要望を申し上げます。

今回の容器包装リサイクルに関連する諸問題は、本来、一般廃棄物行政の中で自治体によって処理、処分されている廃棄物についてのリサイクル問題ということでございすけれども、やはりこの問題の事態の深刻さにかんがみ、一層の再資源化を促すという観点から産業界として協力するようということが求められているわけでございす。

この法案の中では、消費者が分別排出、自治体が分別収集の責任を有し、事業者はリサイクルについて責任を負うようにというように役割が明確に位置づけられているわけでございすけれども、この点については私どもとしてはすっきりした割り切りだというふうに評価できるわけでございまして、今回の法制化が廃棄物の減量化とリサイクル化へ向けまして大きな道づくりになるのではないかとこのように理解をいたしております。

事業者といたしまして、この法律のもとでリサイクルの促進についての役割を十分担っていかねければならないというふうに理解をいたしております。

この際、ひとつ申し上げたいことでございすけれども、私どもの商工委員会所は会員の非常に多くの部分が中小企業者から構成をされております。したがって、この法案の法制化の動きが昨年から進められていたわけでございすけれども、全体としてこれに理解をしなければならぬという気持ちと、中小企業者の現実の問題として、中小企業者や小規模企業者が新しくできるかもしれない法律やスキームに本当に十分対応して

いけるのかどうかということについて大変不安を持っていたということもまた事実であるわけでございす。

いろいろな議論の紆余曲折があったと思っておりますけれども、政府の原案を拝見いたしますと、幸い中小企業者に対して新たな仕組みに対応するための準備期間を設けるということ、またさらに零細な小規模事業者につきましては適用除外とするというような措置が盛り込まれておりまして、私どもが従来抱えておりました心配につきましては一応解消されておるわけでございす。

こうした措置が特に講じられましたことに関しましては、政府におかれまして中小企業の実態を十分に考慮され、またでき上りました法案の枠組みによりまして包装容器使用量の九割弱をカバーでき、また中小企業者のすべてに義務づけることにした場合、費用対効果の面から制度全体の効率性など問題が生じるというようなことを総合的に判断された結果と受けとめておりますけれども、私どもといたしましては、この中小企業あるいは零細企業に対しまして措置は必要であり、まことに妥当なものだと考えておるわけでございす。

また、そのような措置がとられておりますけれども、全体としての再資源化の推進ということはこの法案の仕組みで十分期待できるのではないかとこのように考えております。この点につきましては、委員先生の十分な御理解を賜り、政府案とおり成立させていただきたくお願い申し上げます。

以上のようなことを申し上げましたけれども、もちろん、今回法律によって適用除外となります零細企業におきましても、包装容器の適正な使用とかリサイクルに積極的に取り組み、また廃棄物の減量化に努めていかなければならないということとは当然でございまして、私ども商工委員会所といたしましてそのような啓蒙活動を強化してまいりたいというふうに考えております。

次に、この法律の実効性を上げるという観点か

ら、若干の点について御指摘をさせていただきますと思います。

第一は、本法律に基づきます新たな仕組みは、消費者が分別排出、自治体が分別収集し、事業者はリサイクルをするという役割分担を徹底することによって初めて機能するものでございます。特に分別排出、分別収集がリサイクルの入り口として重要な要素と考えられるわけでございますけれども、この分別の意識と実践の徹底について国民あるいは自治体の御協力というようなことについてのコンセンサスづくりが非常に重要ではないかということでございます。

第二は、この分別収集量とリサイクル可能量のバランスをどう調整していくかということももう一つ大きな問題ではないかと考えておりまして、この両者の間にミスマッチが生じないよう分別収集計画とリサイクル計画の策定と運用には十分な御配慮、御考慮が必要かと存じます。もちろん、重要なことはリサイクル可能量を引き上げていくということでございますけれども、これについては商品開発技術あるいはその他の関連技術の技術面での発展ということがなめでないかと私も理解いたしております。したがって、そういった問題につきまして事業者が当然取り組んでまいらるわけでございますけれども、国におかれましてはその点について強力な支援をしていただくことをお願い申し上げたいと思うわけでございます。

それから三つ目でございますけれども、リサイクルを進めていく上ではこのリサイクル製品の市場性を高めるということが重要な問題だと思えます。それにはリサイクル製品に対します消費者の理解、意識改革ということを進めていく必要があるわけでございますが、同時に、やはり商品でございますから、品質と価格という両面が問題になるわけでございまして、リサイクル商品の価格が割高なものにならないように原料コストが合理的であるという点も確保されなければならぬのではないかと思うわけでございます。

四つ目としたしましては、システム全体を今申しましたような観点からも効率的なものにしたいと必要がございます。そのためには国、自治体、事業者、国民といった各主体が、それぞれ分担する役割のもとで、それぞれの段階に応じてコストを削減する努力が必要ではないかと思えます。むだのないスリムなシステムとしてこのシステムが機能していく必要があるわけでござい

最後に申し上げたいことでございますけれども、事業者がこの新しいシステムの中でいろいろな形で取り組んでいくわけでございますけれども、ぜひとも事業者の自主的な判断というものが尊重されるような形でシステムの運用を図られるように御考慮いただきたいわけでございまして、その観点から申しますと、既存のいろいろなリサイクルシステムが既に作用しているわけでござい

ますけれども、そういったものの有効性を損なわないというような御配慮もぜひともお願いしたいというふうに考えるわけでございます。以上が法律に対します意見あるいは要望といった点でございますけれども、本法律の目的は、もとより容器包装の再資源化を通じて廃棄物の減量化を促進するというところでございます。法律案に明記されておりますように、事業者といたしましてはリサイクルの義務を積極的に負うということ

で着実に機能していくことを考えているわけでござい

ます。これは仮の話ではございますけれども、本システムが運用するうちに事業者の負担とか義務がさらに拡大したり、結果として事業者に過大な負担がかかるということに決してならないように切にお願いする次第でございます。以上で私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(久世公堯) ありがとうございます。

次に、稲岡参考人をお願いいたします。稲岡参

考人。

稲岡でございます。

当委員会で見聞を述べさせていただきます機会を与えていただきましたことを大変光栄に存じております。

私もチェーンストア業界では、かねてよりそれだけの立場で包装廃棄物あるいは容器廃棄物の減量化に努めてまいりました。商品の販売時に包装を減らしてまいりますとか、あるいは包装そのものをなくしてまいります、例えばトレイをなくしてまいりますとか、青果物を裸売りにするといったような試みを続けてまいりました。が、こうした試みと並行いたしまして、包装廃棄物を回収しリサイクルするといった試みを続けてまいりました。例えば、空き瓶、空き缶、発泡スチロールのトレイ、発泡スチロールの魚箱、青果箱、紙箱などを回収しリサイクルするといったようなことを続けてまいりました。

その例についてでございますが、お手元に資料をお配りいただいているかと思いますが、ちよつとごらんいただきたいと思ひます。この最後の七ページに書いてありますように、この資料はいささか古い数字で恐縮でございますが、平成五年十月末時点の日本チェーンストア協会加盟会社百四十社にアンケート調査いたしましたものでござい

ます。回答企業数は九十八社、回答率は七〇%で

ございました。これによりまして、まず包装材減量化への取り組み状況という調査でございますと、発泡スチロールトレイの減量化では、トレイを扱っていない企業六社を除く九十二社中八十六社が減量化を実施しているといったような結果が出ております。一ページでございます。また、ギフトの簡易包装でございますと、九十社中八十一社がギフトの簡易包装を実施しております。

次に二ページでございますが、ポリエチレン製の買い物袋の削減ということで、買い物袋を扱っていない企業四社を除きます九十四社中七十社が削減を実施しております。この削減はいわゆるスタンブカード方式といったような、お客様がポリ

エチレン袋を辞退なさるたびにスタンブカードを押して、スタンブカードが二十個たまったら一定の金額をお返しするといったようなことをそれぞれ各社の工夫によって行っているところでございます。

次に、三ページを飛ばしていただきまして四ページでございますが、リサイクルの進捗状況でございます。牛乳パックのリサイクルにつきましては、七十八社二千三百九十店舗で牛乳パックのリサイクルを行っております。またその下、発泡スチロールトレイの回収では、七十六社二千二百一十一店舗で行っておりますが、これは前年の調査に比べまして六割近い伸びを見せてございます。次に五ページでございますが、アルミ缶のリサイクルでございますと、四十六社九百六十二店舗

でアルミ缶の回収を行っております。

次に六ページに行つていただきまして、スチール缶の回収でございますと、二十一社三百七店舗でスチール缶の回収を行っております。また、ガラス瓶では、十四社三百五十五店舗が瓶のリサイクルを実施いたしております。

かような状況で、それぞれがそれぞれの工夫によって包装廃棄物の減量化あるいはリサイクルに取り組んでございます。

さて、こうした試みを日々続けておりましてしみじみ痛感いたしますのは、資源ごみの回収、リサイクルというのは一にかかつてシステムだということでございます。資源ごみの回収、リサイクルの成否は、社会全体としての有効な意味のあるシステムがあるかどうかだということをしみじみと痛感するわけでございます。

と申しますのは、市民団体や企業グループあるいは一定地域の方たちが熱心にかの資源ごみの回収に取り組んでおられまして、社会全体としての回収からリサイクルまでのシステムが完結しておりますと、その資源ごみの回収の努力がむだになりまして、その資源ごみの回収の努力がむだになりまして、かたがた労力とコストが社会的ロスとなつてしまふわけでござい

ます。そして、残念ながらこうした例がこれまで各

地で散見されてきたところであろうかと思っております。

例えば、子供たちが純粋な気持ちで集め乾かし取りまとめた牛乳パックが結果として焼却場へ送られていたといったような例が報道されているところがございます。あるいは、回収されたものが捨てられませんでしたリサイクルまで回るにいたしましても、例えば小さなロットの資源ゴミをディゼルトラックに載せまして長距離運んで、結果的に環境に大きな負荷を与え、社会経済的に見ても回収資源に比べて不相当なコストをかけているような例もあるように見受けられるわけでございます。

したがって、資源ごみが有効にリサイクルされるためには社会全体としての意味のある強力なシステムが構築されることが不可欠だと考えてまいりました。

この観点から、今回、我が国の社会全体を包含し、そして国、自治体、中身メーカー、容器メーカー、販売者、消費者など関係者すべてがそれぞれ責任を分担しようとするシステムが構築されようとしていることは大きな一歩だと評価し、期待いたしております。また、その効果につきまして、構築されたりサイクルシステムが所期どおり有効に機能し低コストで運用されますれば、廃棄物の排出量も減り、資源の有効利用も進むと期待いたしております。

今回の法律案の構想につきまして細部はまだ明らかにされていないようでございまして、具体的な事業展開について申し述べるのは時期尚早のように思いますが、また私は法案の細部についてコメントする立場にはございません。しかし、一人のビジネスマンとして一点だけ要望させていただきます。今後設置が予定されておりますいわゆる指定法人の運営につきましては、経済合理性を十分反映させていただきまして、スリムで機能的なものにしたいと考えて次第でございます。

○委員長(久世公典君) ありがとうございます。次に、確井参考人をお願いいたします。確井参考人。

○参考人(確井美智子君) 生活協同組合コープこうべの確井美智子でございます。

本日は、参議院商工委員会の席におきまして、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案について意見陳述の機会をお与えいただきましてことを心よりお礼申し上げます。私は、消費者の一人として、また生活コープこうべの中で消費者運動として資源ごみ、環境問題に取り組み、実践してまいりましたことを申し上げます。この法案に対して成立に期待していることを申し上げたいのでございます。

大衆消費社会が進展する中で、消費は美德であり大衆消費イコール生活の豊かさと考えられて、私たちは使い捨てのライフスタイルが定着してしまつた反省がございます。今までの暮らしのように、便利さ、快適さ、安さばかりを追求するのではなく、少しぐらい高くても環境負荷の少ない商品やサービスを選択してそれを長く使用することや、省エネルギーやリサイクルに積極的に取り組み、環境に優しいライフスタイルをつくり出そうと、兵庫県でこれを県民運動として現在取り組んでいます。

この県民運動にまで広がりを持っていましたのは、コープこうべの生協組合員の環境問題の学習と、組合員がリサイクル運動に参加することによつて環境保全問題を高めていったという背景がございます。ちなみに、現在コープこうべの組合員は百四十八万人、全県世帯の六〇%を組織いたします。

具体的にどんな活動をしているのかを紹介させていただきます。この法案に対する私の考えを述べていきたいと思います。一九七三年に石油パニックが起こりましたときから私たちは生活の中で資源のむだ遣いをチェックし、まず取り上げましたのが買い物袋の持参運

動でございます。一九七八年から今日まで十七年間続けてまいりました。ことし六月一日より、この持参運動も定着いたしましたので、持参しなれば袋を買っていただくというふうなことに踏み切りました。

次に取り上げましたのが資源エネルギーの問題と同時にごみ問題で、すぐに捨てる、もったいないという感覚で包装問題を取り上げました。ごみ問題で一番問題に挙げられますのは、過大包装、容器包装でありますけれども、生協では一九七七年から青果物のトレー包装をやめました。これは組合員、消費者からごみとして捨ててしまう食品トレーは不要という声が上がったものでございまして、食品トレーを全部廃止するわけにはまいりません。そこで、生協だけで青果物トレーを廃止してやりましたけれども、生協だけでは成果が上がらません。

そこで、消費者の方から声を大にいたしました。一九七九年、兵庫県消費者保護条例の中に青果物包装適正化要領を規定するところまで運動をいたしました。今、この取り決めがございまして、随分なごみの量になつてはいるのではないかと思います。しかし、食品トレーの増加は、近年、核家族、単身生活者の増加でお総菜や食品の少量個包装が多くなつてまいりましたので、便利さがまたごみをふやしているような状態でございます。

早くから簡易包装を呼びかけてまいりました消費者は、神戸市民暮らしを守る条例の中に適正包装基準の遵守を規定し、消費者が過大包装だと思われる商品を買ひ集めまして業者に改善を求めることもいたしております。

しかし、どうしようもないのが発泡スチロールの配送箱でございます。最近、ギフト商品に冷凍・冷蔵商品が多くなりまして、ここに蓄冷剤を入れることから大きな包装になつております。この箱を捨てるときに何とかならないかなと思ひますが、これも時代の変化、心豊かなという範疇に入ることと皆で話し合つているところでござい

す。

いろいろと申し上げましたが、私たちの運動だけでは遅々として進みません。このように、行政のバックアップをいただいで事業者が協力してらつて容器包装の軽減を図りまして、リサイクルをするところまで至りませんでした。

そこで、商品を抱えます生協が独自でリサイクル運動をいたしまして、組合員が資源ごみを地域の生協店舗を拠点に回収することにいたしました。お手元にお配りいたしました資料をちよつとお目通ししたいと思ひます。

ここにごいますように、現在は牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、食品トレー、PETボトル、この五品目につきまして少し重点を置いて回収をいたしておりますけれども、牛乳パックなどは年間約四百五十トン前後回収いたしました。それをすぐに製品化いたしております。コープの印がついておりますリットトペーパーなどは、コープこうべで扱います商品のリットトペーパーの九〇%が消費者が集めました牛乳パックと古紙でつくつていまして、期待しております。

そして、少し後ろの方になりますけれども、トレーのリサイクルでございます。食品トレーを回収いたしましてこれをどうするかという考えまして、実は油化の実験をいたしました。油にも一度戻そうという実験をいたしました。しかし、これもいろいろガソリン、灯油、税金のこと

もございまして、一九九三年十一月以降は、主にこれはエコシリーズとしまして機だとかいすだとかというふうなものにつくり変えております。この油化を実験いたしましたときに消費者の方から、あの軽いトレーを大きなトラックで工場まで運ぶ、何だかガソリンなり油をまき散らして工場へ運ぶというふうなことは、むしろ環境問題としては問題があるのではないかといいようなところから、これをやめて、ただいま申し上げましたように製品化に変更したということでございまして、毎年六月はコープの環境月間としております。こ

のチラシは組合員に配付したものでございまして、非常にお粗末なものでございますけれども、このようなものをつくってまいっているわけでございます。

生協コープこうべの包装廃棄物を削減する基本的な考え方は、可能な限り商品に使用する包材は削減していくんだということ、再度使用できる包材は集めて再度使用する、そして回収して資源にできる包材は回収し、資源化、そしてさらに再商品化していくというふうなことを柱に立てております。そして、リサイクルへの考え方として、組合員の暮らしの見直しの活動としてこの問題に取り組みだ、それから事業者責任として生協が回収したものを再商品化するというところでございます。ただいま申し上げましたような五品目についてリサイクルを主に進めております。

空瓶の回収につきましては、商品供給システムの中で既に早くから有料回収をいたしておりました。問題は、回収した資源の再生商品を皆で利用し買ひ支えることでございます。これがなければ循環いたしませんのでリサイクルは進みませんし、またできません。そこで、これらの再生商品に環境に優しい商品と位置づけまして、消費者、組合員に商品選びをするといった買物運動を呼びかけております。

このように、私たち消費者は生協活動の中で先進的にリサイクルに取り組んでまいりましたけれども、回収品の売却益と配送費との差は大きく、一九九三年でコープこうべの出しましたお金は千八百七十一万円、一九九四年で千二百二十五万円という負担になっております。また、回収いたしました資源のストックヤードについても、場所確保の問題も持っておりますが、生協ではできるだけ負担の軽減への努力をしながら、消費者啓発として、また自主的な消費者活動として今後もリサイクルに取り組んでまいります。

このたびの法案は、私たちが取り組んできました運動をより明確に消費者、自治体、事業者の役割分担と連携のもとで、これまで進んでいなかった

た容器包装廃棄物のリサイクルを強力に進めていくという社会システムを構築するものであります。私たちの苦勞もようやく報われることになったものと考えております。

この法案は、リサイクルに要する費用を一たん事業者が内部化することを通じて、事業者が過剰包装を抑制したりリサイクルしやすい素材の選択といった努力や、よい再生商品化が競争原理の上に立つてつくれる、単に廃棄物の問題でなく、社会全体を循環型に変えていくという画期的な内容でございます。そういうことで、この法案の早期成立を願うものでございます。

法の執行に当たりましては、消費者として幾つか配慮していただきたい点を申し上げます。第一に、消費者が分別排出いたしましたとしても、市町村での分別収集がきちんとできるか、同じ県内でも市町村によって大きな差が出てこないかという心配も、老練心ながら危惧いたしております。この点を十分に御配慮いただきたいと考えます。

第二に、分別収集の仕組みづくりによりまして、生協などのような既存の回収ルートをその中に位置づけ、多くの消費者が便利に身近にリサイクルに参加できる仕組みとなるよう配慮される必要があると考えます。

第三に、国としての基本方針やリサイクル計画づくり、さらには事業者がつくる指定機関の運営について、消費者の意見がきちんと反映される仕組みをつくっていただきたいと考えます。

消費者の取り組みの中から非常に細かいことまでお話を申し上げまして失礼いたしました。本日このような機会をお与えいただきまして、またここにありがとうございます。終わります。

○委員長(久世公義君) ありがとうございます。次に、吉岡参考人をお願いいたします。吉岡参考人。

○参考人(吉岡忠夫君) 私は、船橋市環境部長の

吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、自治体の立場で発言をさせていただきます。船橋市の実情を踏まえて御説明申し上げます。いずれの都市におかれましても同様の問題あるいは悩みがあるというふうなことにございまして、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

それでは、初めに船橋市の概要並びに廃棄物問題について御説明申し上げます。

船橋市は都心から二十キロ圏内に位置しております。昭和三十年代から急激に人口がふえ続けました。昭和三十年代から急激に人口がふえ続けた都市でございます。人口急増都市の典型的な都市でございます。ちなみに、昭和四十年を見ても人口が二十万三千人、昭和五十年を見ても人口が三十三万三千人、昭和六十一年を見ても人口が四十三万三千人、昭和六十二年におきましては人口が五十四万人でございまして、このように人口が大変急激にふえている都市でございます。

特に、市内には鉄道路線が八路線ございまして、したがって、これに伴う駅が三十一駅ございまして、また、東葉高速鉄道が開通の予定でございまして、九路線になりまして、さらに四駅がふえるというふうな都市でございます。したがって、この新線が開通いたしますと、この四駅に對します市の面整備も考えておりますので、また人口増等もあらわれるというふうには私どもは理解しております。

このような状況の中で、廃棄物問題でございまして、人口増による廃棄物の増大化、さらに社会経済の発展に伴う廃棄物の組成の多様化、大変急速にこういふ形になってまいりまして、私ども行政といたしましても大変苦慮をしております。

このようなことから、私ども船橋市におきましては、廃棄物に対する基本的な考え方といたしまして二点ほどございまして、まず一点目といたしまして、ごみの減量と有効利用でございます。これは昨今の言葉で言わさせていただきます。資源回収、いわゆるリサイクルということでございまして、二

さらには市民の協力でございます。

こういうことから、私どもはこのソフト面につきまして大変積極的に対応してきたわけでございまして、廃棄物問題を一〇〇として考えた場合、いわゆるソフト面、これは市民の参加であるとかあるいはまた協力等につきましては八〇％のウェイトを占めるであろうというように私どもは認識しております。また、残りの二〇でございまして、市の清掃工場の建設であるとかリサイクルセンターの建設、また再生センターの建設等がハード面に入る、私はこのように理解をしております。こういうことから、私どもはやはり廃棄物問題そのものはまずソフト面からというように強く認識をしております。

そのようなことから、私ども環境指導員制度というものを設けてございまして、これはどういふことかと申し上げます。環境指導員そのものは市の職員でございます。私どももかつて、市民に対するいわゆる啓蒙、啓発でございまして、御案内のとおり、例えばお知らせであるとかパンフレットであるとか、それ相当の予算をかけたままに市民にお配りする、そういう方法をとってまいりました。しかし、残念ながら市町村あるいは行政が書き出すというチラシ、文書というのはなかなか読んでいただけない。そういうことで、読んでいただけないで逆にまたごみとして返ってくる。これは非常に問題があるというふうなことから、こういうものをなくして、いわゆる市の職員、環境指導員でございまして、こういう職員が直接市民の中に入り込んでこういふ啓蒙、PRもやっていくというシステムでございまして、

私どもはこの指導員制度を、動く回覧板、大変言葉は古く思いますが、そういう動く回覧板というキャッチフレーズのもとに、市内各地域での説明会あるいは懇談会等を開いて市民の協力を得ているというのが実情でございまして、この指導員につきましては、現在十六名の指導員がおりますけれども、十五台のいわゆる清掃パ

トロールカーを所有いたしまして、このパトロールカーによって毎日自分のエリアの市民の御指導、あるいは苦情等があれば何うというようなシステムをとっております。

また、やはり市民の方々に廃棄物問題を目で見えただくことが私は一番理想だと考えております。こういうことから、バスを有しておりまして、市民の方々に清掃工場であるとかリサイクルセンター、または収集状況あるいは分別状況というようなこともつぶさに見ていただいて御協力をいただくという方法をとっております。

このような対策を基本的としたのはどういふことかと申しますと、これは先ほども申し上げましたとおり、人口急増ということに伴う開発ということで大変この辺が急激に宅地化したもので、最終処分場の確保ができない。私どももことに残念ではございますけれども、現在私ども船橋市におきましては最終処分場はございません。ございませんで、これは昭和五十六年から他県の方へお願いしているのが実情でございます。

こういう経緯の中で、私ども、昭和四十四年に分別収集をスタートしたわけでございますけれども、今申し上げましたように、大変最終処分場の確保が至難であつたというように、前段に申し上げましたように、この指導員制度をフル活用しながら市民の御協力をいただくということで、昭和四十八年から私どもは有価物回収、今流に言わせていただければ資源ごみ、資源回収でございますが、当時資源回収という名前がございせんので、有価物回収という名前でもスタートさせてきました。この品目につきましては、御案内のとおりでございますけれども、新聞、雑誌、段ボール等のいわゆる紙類でございます。それからほろ等の布類と鉄類、あとは瓶等のガラス類でございます。

こういうことで四十八年からスタートいたしましたけれども、その後御案内のように空き瓶あるいは空き缶の量がかなり増大化してまいりました。

た。そういうことから、私どもはさらに五十四年にリサイクルセンターを建設いたしました。このプロセスでございますけれども、瓶のラインが日量六十トン、缶のラインが日量四十五トンのリサイクルセンターを設けてまして、先ほど申し上げました有価物回収の中から瓶と缶だけを別に市民の方々に分けていただいて、名前は大変古いのでございませけれども、私ども有用不燃物というように名前前で呼んでおりますけれども、これも当然資源ごみでございますまして、そういうことでスタートしてまいりました。

そういうことから私どもは、有用不燃物というのは瓶と缶でございますまして、有価物回収、当然これも資源ごみでございますけれども、新聞、雑誌、段ボールの紙類、それとほろ等の布類、それと瓶、缶以外の鉄類ということをやつてまいっております。こういうことで現在に至つておるのが実情でございます。

しかしながら、昨今の経済事情もございまして、これは私ども船橋市のみではございせんけれども、先ほど申し上げましたいわゆる紙類、鉄類は、端的に申し上げますと、今から十年前、昭和五十八年で見えますと紙類がトン当たり二万五千円しておりました。また、鉄類はトン当たり一万円というように値段で、いわゆる問屋さんといひますかメーカーさんに買い取りをいただいたところでございます。

しかし、これが平成三年から四年になつてまいりますと、紙類で六千から一万円と約半額以下にダウンをされているというところでございます。さらに鉄類につきましてはゼロ円といひますか、全くお金にならないというところでございます。逆に、逆有償というところで、自治体がある程度お金を支払わなければならないというだけというふうな事態になつてきたのが実情でございます。こういうことから、私どももリサイクルセンターの運営経費が大変圧迫されて、リサイクル経費が増加したという経緯はございます。

かれましたもやはり廃棄物問題で一番考えておられるものは最終処分場の問題でございます。次に清掃工場の建設費でございますけれども、昨今大変高騰してまいりまして、一億あるいは八千万というふうなトン当たりの建設費になつております。そういうことと同時に、交通渋滞によりまして収集効率の低下ということもございまして、こういうことから、昨今におきます廃棄物処理にかかる経費というものは大変増大化、膨大化しておるのが実態でございます。

したがって、こういう状況を見ますと、いづれにいたしましても資源ごみ回収、リサイクルを施策として進めていかなきゃならないということだと思ひます。そういうことから各市それぞれ、これらのリサイクル、回収はかなりのスピードで進んできているのが実情でございます。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、集めものの行き先の問題があるということが言えるんではなからうかというふうな考えをしております。そういうことで、大変言いにくい言葉ではございますけれども、経済システムの生産、流通、消費のツケがすべて自治体にのしかかつていふといひますか、負担になつていふというのが私は現状であらうと思ひます。

そういうことから見ても、今回ここに御提案されておりますこの法案につきましては、やはり一刻も早い成立を私は期待しているものでございまして。また、多くの市町村もこの法案が一刻も早く成立、制定されることを望んでおると私は理解をしております。また、これから分別収集あるいは資源回収を計画である市町村、また計画しようとしている市町村におきましても、私はこの法案は画期的なことであると思つております。こういうことで、各市も大変この法案につきましても現在の実情から考えて期待をいたしていただいております。

特に、私ども船橋市におきましては、この法案が成立されることを前提といたしまして、クリーン船橋五三〇、これはごろ合わせでゴミゼロでございませう。

ございますけれども、このクリーン船橋五三〇推進事業を去る五月三十日にスタートさせていただきます。これはどういふことかと申しますと、私ども人口が五十四万人でございませけれども、約市民千人に一人の方々にいわゆるクリーン船橋五三〇推進員ということで市長から委嘱をいたしましてなつていただきました。この推進員の方々はそういうことで五百三十人ということで委嘱をしたわけでございませう。

先ほども申し上げましたように、今まではどちらかといいますと市民にいわゆる協力をしていただくという施策で参りましたけれども、今度は市民に参加をしていただいて行政とともにやはり廃棄物問題あるいは資源リサイクルというものを考えていかなきゃならぬだろうというふうなことでございまして、市民参加による二十一世紀に向けた環境に優しい町づくりをしていこう、そういうことで、さらなる資源回収の推進あるいは地域環境の美化をいわゆる地域から見直していこうというふうなことでございませう。

私ども船橋市におきましては、ごみの処理量は年間二十四万五千八百二十七トン、これは五年度の実績でございますけれども排出されております。このうちの資源回収量でございますけれども、三万四千三百五十トンのいわゆる資源ごみの回収を私どもは平成五年度でやつております。全体から見ますと回収率が一四％に上つております。

ちなみに、私ども船橋市の、これは都市によつて若干差はあらうと思ひますけれども、ごみのトン当たりの処理経費が三万七千二百円かかります。市民一人当たりになりますと一万五千五百円かかるわけでございませう。端的に考えても、三万四千トンのごみをいわゆる資源として回収いたしますと十億円近い処理費に値するといふように私どもは考えております。

このようことから、何点かこの法に對しましてお話を申し上げましたけれども、私はこの法律が施行されることによりましていわゆる地方公共

団体の廃棄物処理体制が確立されるのではないかと。どういふことかと申しますと、分別あるいは資源回収をされているのが全国的にはまだ四〇％というところも伺っております。これが全国的にこのようないわゆる分別収集体系になれば、やはりごみの組成そのものが全国一体といえますか、なるであらうというふうに私も考えております。

そうなりますと、相互支援といえますか、そういう体制も図れると。

こういうことを言つては失礼かもしれませんが、けれども、こういうことがあつてはいいないんです。阪神大震災もございました。仮にこういう災害があつた場合、ごみが分別をされておつて組成が同じであれば、他市のごみを処理してやる、そういうことも当然考えられてくるわけです。そういうことで、私はこの処理体制が確立されるんではないかと思ひます。

次に二点目としまして、これは御案内のとおり、各自自治体におきまして、人口三百万人の都市もあればあるいは人口一万人、または四、五千人の都市もあるわけでございまして、この法律の施行によりまして私は廃棄物処理の広域処理体制の確立が図れるだろう、このように考えております。

時間もあれでございまして、あと行政と住民さらには企業の協力によりまして三位一体となつた取り組みが出来ますので、循環型リサイクルシステムが図れるだろうというように考えております。また、指定法人の運営等によりまして逆有償が解消され、市町村のリサイクルがさらに推進され、また財政負担も軽減されるだろうというように考えております。また、市民におかれましては、資源回収による市民意識の高揚、あるいはコミュニティづくり、さらにはネットワークづくりが図れるのではないかと、このように考えております。

以上でございしますが、この法案を一刻も早く成立、制定していただくよう委員の先生方に御審議をよろしく願ひいたしまして、陳述を終

わります。ありがとうございました。

○委員長(久世公亮君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

これより参考人の方々に對する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○斎藤哲男君 参考人の皆様方には、大変お忙しい、また早朝にもかかわらずお出ましいただきまして大変貴重なお話をいただきましたこと、本当にありがとうございます。

いろいろお尋ねしたいことがたくさんあるんですが、私も四十分と限られたものですから、最初、お話しただいた四人の方々に對して特に私が感銘を受けたという印象に残つたことを申し上げ、それから四点に絞つて、それぞれかかわり合ひのことを言われた方にそれについてお答えいただきたいというふうに思ひます。

最初、西川さんからは五百余の商工会議所を代表したいろいろな貴重な御意見、本当にありがとうございます。

そこで、これは質問というよりも私の感じたところですが、中小企業については準備期間をとつたり、あるいは小規模事業者についてはもう初めから適用除外にしているというようにしたことですが、けれども、後から皆さんのところに出てくるように、やっぱりみんな総ぐるみでやらなきゃいけない、中小企業あるいは小規模事業者だから一歩抜けたよというのはいかかかなというふうな気がするんです。ですから、法律としては小規模事業者も全部入れておいて、しかし小規模事業者については当面の間ここから適用除外しますよという、そういうシステムがでなかったのかというふうにも思ひます。

それから、この法律自体はぜひやつてもらわなきゃならないんですけども、この法律の運用そのものは、いわゆる分別収集計画を立てようと思う市町村はそれを立てばいいんであつて、そ

てあとのシステムをやらばいいんで、そう思わないところはやらなくてもいいという、そういう体系になつていくんですが、やっぱりそうじゃなくて、そういうものは全部やるんだと、しかし、千人とか二千人しかいない山村はこういうことをしないでいいわけですから、そういうところは除いていくんだという、そういうのが欲しかったなというふうな思ひです。

昨日、そういう質問に対して政府の方としては、ごみ集めたりなんかするのは固有の事務なんだから、もともと全部やるようになっていくんだから、こういうことだけはこつちでやればという、そういう意味もあつて網をかけるなくてもみんなやるんだと、そういうふうな感じの答弁もございましたが、そういうことを今西川さんの発言から思ひました。

それから、いわゆる分別排出あるいは収集のコンセンサスを得ていくいろいろなことをおっしゃられましたけれども、文盲だけで一億二千万人の人たちがみんなそういう方向にふわつと動いていくのかどうか。これは後に私ごみの有料化について質問したいと思ひますので、そのときに西川さんからもこのことについての深まった御意見をいただきたいというふうに思ひます。

それから、いわゆる事業者負担、いわゆる再商品化義務履行に要する費用の負担、これは当然事業者が負担していただくわけですが、これも、これについても過度にならないようにということを西川さんおっしゃられました。当然でございまして、そのための効率化も必要です。しかし、無理なりサイクル化をすれば非常に大きな負担もかかってくるわけですから、その辺についてい

わゆる、そういう効率化の中でこういうものまで無理してやるのはどうかと。私はプラスチックについて強くそういうことを思ひますので、今ほどいろいろな方からもプラスチックについてお話がございましたので、プラスチックについてはまとめてそういう御意見のあつた方からお話を承りたい

というふうに思ひます。

そして福岡さんからは、イトーヨーカ堂の方でいろいろな御体験を積んでおられて、大変貴重な御意見をいただきました。社会全体のシステムがこれにかかわつていくという、そういうものでないかと。確かに、これは途中でとまつたらせつぱく集めたものもだめになつたり動かななくなつてしまふし、あるいはせつぱく再商品化したものが市場で売れなけりやそこでまたストップするということですから、そういう意味において社会全体のコンセンサス、そういうものが必要なんだという御意見でした。そういうものを踏まえて国や市町村や事業者、消費者、そういうものが責任分担をしていくことが必要だということですが、これについても私はやっぱり有料化というようにすることが非常に大事、ごみの有料化。

それからもう一つ、イトーヨーカ堂さんには、後ほどお配りいたしますが、ジュース缶を例にして、いわゆる流通業界の方々は今回のこの事業者の中に入っていないんです。その分は非常に金額的にウエイトが多いのに入っていないことについてどういふ御感想を持つのか。

確かに、制度的にこれを入れ込むということは私大変難しいことだと思ひます。流通の方々には持たすのは大変難しいが、いわゆるメーカーさんなら容易にわかるし、また缶をつくる人もわかりやすい。そういうことで、今の制度は私は現時点においては適切だけれども、やがてこれを実施していくと、販売まで一貫的にやつておる流通業者さんが負担をしないということに對する矛盾も出てくるんじゃないかな、そういう観点から後ほど例を示して御質問したいと思ひます。

確井さんは、長いことコップこうべで御活躍になつた貴重な体験、本当にありがとうございます。発泡スチロール等のいろいろなプラスチック関係についてのお話がございましたので、それについては後ほどまとめて質問したいというふうに思ひます。

空き瓶なんかについても、これを有料にするこ

とによる回収によって再消費するという、こういうシステムは大変私はい方法だと、そういうことでごみの有料化について質問したいと思います。

我が国では、ビール瓶はもう九十何%回収しているんですね。私もずっと調べてみたんですが、ビール瓶というのは回収率は物すごくいいんです。それから次が一升瓶です。それで、そういうものはやっぱり持つていくと幾分なりお金をくれるということでございます。三円でも五円でもビール瓶を持つていくとお金をくれる。あるいは逆にそういうビール瓶業者の人が、うちなんかでも出しておくと、ビール瓶だと、これ奥さんもらつていいですかとか、みんな集めて来るといふんです。だから、そういうふうなインセンティブも大切だな、文章で立派なことを言っていることも大切だけれども、やっぱりそういう経済的な面のインセンティブも必要じゃないかなということでございますので、またこれもまとめていろいろ質問したいというふうに思います。

それから、いわゆる指定法人の運用について消費者の御意見を十分聞くというのはいま当然なことだというふうに思います。

また、吉岡さんからは、船橋市がのごみ問題に長年取り組んでこられたそういう体験を踏まえて、環境指導員制度という新しい制度をつくって大変頑張っておられる。しかし、船橋市というのは最終処分場を持つていない、みんな他力本願だといふのを聞いて、なかなかごみ問題について船橋市全体としてもこれは今後とも重要な課題なんだなというふうに思いました。

特に、最終処理については交通渋滞等から非常にいろいろな面で非効率になつていふということですが、実は私も昭和四十年から四十七年まで船橋市に住んでいて、京成電鉄その他に悩まされて、本当にもう交通渋滞というのか、我が国で一番交通の状態が悪いのが船橋市だといふふうに私は思っています。私もそういう専門家でしたから全国を見て歩いたけれども、今おっしゃったように

鉄道が何路線も平面で入つていふこと、そういう中でやっぱりごみ処理というのは大変なことだ、集めるにもまたリサイクルにも大変なことだ。今吉岡さんのおっしゃったことをこの中で一番私が理解していただけないかなというふうにも思っています。

そういう、特に今感じたことを申し上げ、これから四点について皆さん方に御意見を承りたいというふうに思います。

まず、再商品化義務履行に要する費用の負担ですけれども、この費用の負担というのは容器の利用者とそれから容器の製造者ですね、容器だけについて言えばこの二人が負担し合うことになるわけですね。

そこで、そういう人たちの得る収入というのかそういうものがどうなるか。お手元にお配りした資料、これは自動販売機のジュース缶です、これは農水省が調べておられるんですけれども、我々が百十円入れて自動販売機からジュース缶を買つて飲むわけですね。そうすると、この中にあるように工場出荷額、したがっていわゆる容器の利用者が得る収入というのは百十円のうちの五十八円です。その中身は、缶代が二十五円、ですから今度は容器の製造者は二十五円を収入としていふわけですね。原料代が十二円。我々は十二円のものを買つて、五十八円は五十八円払つていふんですが、五十八円よりほかのものはどこへ行ったのかなというところ、それは上にあるように五十二円が缶、小売の流通マージン。

ですから、イトーヨーカ堂さん、西友、赤札堂、ダイエー、そういうようなところは流通からチェーンストア、そういうものもやっておられて、流通革命をなさつて安いものを私に提供していただける大変ありがたいところなんです。しかし、こうやって見ると、工場は五十八円、流通の方では五十二円取つていふ。そして、この五十二円の方は、容器があるからこその流通もできるんだけれども、今回の法律においては再商品化義務履行に要する費用の負担からは抜けていて、五

十八円の人、その中で缶代が二十五円ですから、実際引けば三十三円ですか、三十三円を手にするメーカーさんと二十五円の缶をつくるメーカーが負担して、残りの五十二円という大きいところがないという、この辺がちょっと。

私は、先ほど申しましたように、それをすぐ取り入れることは、流通関係、販売関係は多種多様ですから非常に困難だと思ひますけれども、こういうものについて将来は何か考えとか、少しそういう面を運用で何か考慮してほしいなという気持ちを含めて、これについては稲岡さんとそれから西川さんがいろいろ触れておられるので、稲岡さんと西川さんにお尋ねしたい。

それから、指定法人についてですけれども、これも皆さんいろいろおっしゃいました。特定容器利用事業者等は、本法第二十一条の規定で主務大臣が指定した民法第三十四条による法人に再商品化の全部または一部を委託できることとなつております。この指定法人は恐らく一つしかできないんだと思ひます。それぞれの主務大臣が認可するわけですから、それと同じものをまた認可できませんから、一つ中央でつくるといふ思ひます。そうすると地方でプラントがありまけんから、いろいろ聞いてみると商工会議所等でそういうプラントの役割を果たしてほしいという、そういういろいろな意見も出ております。今の確井さん、その一環を生協でもというお話もいろいろございまして。

この指定法人がやること、それはいわゆるリサイクルをやるために事業者がリサイクル業者にリサイクルをさせる、それに対して事業者が指定法人に委託すれば一応ちゃんとリサイクル業者にせたとみなされる、そういう法体系になつていふわけですが、そういう機能をこれから商工会議所等でうまく持つていけるものなのかどうか。そういう中で、今確井さんも生協のお話がございました。これは指定法人のプラントは当然必要になると思ふので、そういうプラント関係についての御意

見を西川さんと、それから確井さんにはいろいろお聞きするから吉岡さん、吉岡さんは船橋市ですから、そういうもののプラントを商工会議所に置くことでうまくいくというふうにお考えになられるのか、また別のものが必要なのか、御意見をちょっといただきたいというふうに思ひます。

それから、プラスチックの廃棄物について皆様からいろいろ御意見がございました。このプラスチックの廃棄物は、もともとナフサをプラスチックというものにするわけですから、化学的に言えば非可逆的な現象を起こしているわけですから、それをまたもとへ戻すには確かに相当のエネルギーが必要になるわけですね。今、いろいろ調べてみると、プラスチック百キロを油化するためには、二十キロの石油を使つて五十キロの油がでるということですね。百キロのプラスチックから今の技術でやると五十キロの油がとれる、しかしとるためには二十キロの油を使うというそういう技術で、それだけでは十分でないということでもまさに一生懸命やつておられると思ひます。

私は、プラスチックはこれは生だきにして、その地域、東京なら東京湾のしかるべきどこかにいわゆるプラスチックをたく専用の火力発電所というふうなものをつくつて、そこで一括して発電をやつていく、そうすることがいいような気がいたします。何が何でも再利用させていく、再商品化していくということにはいろいろ問題があるんじゃないか。先ほど西川さんの言われた、非常にコストが高くなる、あるいはまた市場化しにくい、そういうようなことも起こりやすいという気がするの、そういう生だきをやつていくということについて、これは確井さん、それから吉岡さん、西川さん、三人にさつとお尋ねしたいと思ひます。

それから、一番私が聞きたいと思つていたのはごみの有料化ということでございます。いわゆる一般廃棄物の減量化、それから分別排出の促進には、私はごみの有料化というのは非常に効果的だといふふうに思ひます。

当然、一般廃棄物は一定限度以上は有料化、ある一定限度は無料にしなければいけません、一定限度以上有料化すれば、奥さん方が買う場合でも、いろんなスーパーやその他で過大な包装しても、そんなものはまた後からお金がかかるわけですから要りませんよというような形、その他いろんな意味で一般廃棄物の減量化は非常に私は進みますし、また有料化にすることによってこの法律でも出てくる分別排出の促進になると思います。分別排出するものは有料化の外に置くわけですから、そうすればごみがそれだけ減って安くなるわけですから、これはまたそういう促進もできていくんじゃないかというふうに思います。従量制、重さ、量によるごみの有料化というのはそういう面で効果がある。

さらに私は、リターナブル容器というのは一番ごみが出てこない、その他の面で非常にいいと思っております。先ほど申しましたように、ビール瓶とか一升瓶などがそうなんですが、最近ビール瓶とかそういうのが減って缶のビールがほとんどふえていく。いわゆるワンウェイ容器の方がふえてこのリターナブル容器が減っている。なぜかといえ、リターナブル容器の方は自己完結ですから自分のお金で全部やっているんですね。ところが、ワンウェイ容器は使うだけ使ってばんと捨てれば、後はこれは古岡さんのところで、市町村が税金を使ってみんなやっているんですから、イコールフットイングではないわけです。したがって、これを有料化にして、リターナブル容器は別にして、そしてワンウェイ容器の方は今度は有料化が入ってきますから、そこで初めて私はイコールフットイングになっていくんじゃないかと思えます。

しかし、ただそれぞれの市町村でごみの有料化をすれば市民、町民は反対するのは当然ですから、そこでいわゆる市町村が浮く分については税制上のいろいろ配慮をする。例えば市町村住民税をその分だけ減する。ゴミの有料化をした船舶橋市は市町村住民税、住民税はうんと安くしてくれると

か、そういうふうなものを政策として一緒にしていくこと、そういうことが大切でないかな。

ごみの有料化は、今すぐできなくても、これからやっぱりごみ処理をきちっとしていく、減量化その他をしていく上において非常に大切だと思ふので、これは一言ずつ四人の方から御意見をいただきたいと思います。大変時間がないので簡潔にいただきますことをお願い申し上げます。

○参考人(西川慎一君) 四点について、私いづれも何かお答えをするようにということを求められたわけでございます。すべての点について私通曉しているわけでもございませんし、また十分な用意があるわけでもございませんので、参考人におさわしいような意見を申し述べることができかどうか自信はございませんが、その点についてはお許しをいただきたいと思います。

まず、ジュースを取り上げまして価格の問題について御質問があったわけでございます。

私自身も消費者として、あらゆる商品ができるだけ安くつくられる、また売られるということをお願いしている者でございますけれども、このジュースの例につきましても、工場出荷価格と流通価格がおよそ半々になっているという点について適正かどうか、あるいは流通コストがより多過ぎるんじゃないかという点について確たる自信はございません。ただ、一般に工場出荷価格と最終価格の間ではそれぞれの業界で一種の水準があるわけでございまして、その点から見てジュースの缶というものはそれ相応のものになっているのではないかと私は理解をいたします。

ただ、今内外価格差の問題等も指摘され、特に流通分野についての価格引き下げができないのか、コスト引き下げができないのかという議論が真剣になされていくわけでございます。流通には人件費とか売店の土地代とかあるいは運送のコストとかいろいろな諸要因があるわけでございまして、そういったことにつきまして、一つはそれぞれの部門で価格を下げていく努力をしていただくとともに、全体のシステムとして例えば電子取引

とかいろいろな面で効率を上げていく、二つの面で努力が必要ではないかと思っております。

私自身、企業経営者でございせんのでよくわかりませんが、企業経営者の中でも流通問題、流通部門に対する批判というものがございまして、それに対してどういうふうに対応して努力していくかということについてこれまでいろいろ意見の交換もしてまいりましたし、今後とも進めてまいりたいと考えております。

それから指定法人につきまして、地方のプランチという点に関連して商工会議所を御指摘になったわけでございます。法案の中に指定法人をつくるということは決められておまして、その運営の原則的なようなことは法律に記されているわけでございまして、その指定法人が具体的にどのような体制をとっていくかということについては法律の中では明らかにしていない。また、あるいはこの法の施行まで時間に多少余裕がある、その間に具体化していくかというのが政府の方のお考えかもしれないんですが、少なくとも現在時点でそう明らかにしているわけではございません。

私も商工会議所がその機関のプランチになるのかどうか、また、なっている仕事ができるのかできないかという点につきましては、そういうようなまず指定法人の状況というものがよくわかりませんので、現在のところ確たることを申し上げるわけにはちょっとまいらないわけでござい

ます。ただ、いずれにいたしましても、私も商工会議所も全国五百以上の会議所がございまして、それぞれ会議所も廃棄物問題についての理解といふものはあるわけでございまして、実際に商工会議所がその仕事を受け入れられるような形になるかどうかという点について重大な関心を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど私冒頭の意見陳述の中で申し上げましたように、指定法人あるいはそのプラン

チたる商工会議所ということにあるいはなるのかもしれませんが、たとえそういうふうになりましても、個々の事業者あるいは個々の産業界、業界別に現在相当確立しておりますリサイクルシステムというものに影響を与えるような形のこととはまずいというふうに申し上げたわけでございます。そういう意味で指定法人の運営について御配慮をお願いしたわけでございまして、この点については重ねて申し上げたいというふうに思います。

○斎藤哲男君 ちよつと時間の関係で二問でありがとうございました。次に移っていただきます。済みません、申しわけないです。

○参考人(稲岡稔君) 私には二点お尋ねをいただいたと思います。

私もこの法案につきまして理解がまだ十分でないというふうに考えておりますので、先生方の御質問に適切にお答えできるかどうかかわかりませんが、どうか御了解をいただきたいと思ひます。

まず、缶のリサイクルコストの負担についての質問にございまして、私もその理解では、今回のシステムは、容器包装につきまして消費者がどういった容器包装を選択するかというその選択に着目してリサイクルの負担をかけるシステムになっているやに聞いておりますので、したがって、缶を選択された場合には缶の中身メーカーあるいは製造メーカーがリサイクル義務を負担されるというふうな全体的な大ざっぱな流れになろうかというふうに私も理解をしております。

その中で、私も販売事業者といたしまして、容器包装利用者としていたしましてポリエチレン袋の分野あるいはトレイ等につきましてリサイクル義務を負っておりまして、またこのジュース缶につきまして、プライベートブランドもののジュース缶あるいは私も輸入いたしましたもののジュース缶につきましてはリサイクル義務を負うものだというふうに私も理解しておりますので、全体として応分な負担をかけられているん

ではなからうかというふうに私どもは理解してございます。

第二点目のごみの有料化につきましては、一般的に申しまして、有料化された場合廃棄物の量は削減されていくであろうと私は理解しております。

以上、お答え申し上げます。ありがとうございます。

○参考人(碓井美智子君) 順番がどうかと思いますが、私どもは指定法人のことはよくわかりません。しかし、なぜこういうことを申し上げたかと申しましたら、やはり生協には、暮らしを見直すという日常の生活の中で消費者啓発のことがございます。そして、非常に身近なところでリサイクルをやっていくことが重要なことだ、リサイクルをした商品をさらに私たちが救っていくんだ、そういうふうなことでやってまいりました。それがそのまま市町村の方の回収のところに分別排出するにいたしても、そのまま持つてまいりますとちよつと見えてこない。そういうところで非常に取り組みのところが弱まるんではないか、ごみにさえ出せばいいんだというふうなことで、従来どおりの生協でやっておりますことを、ということと申し上げたようなことでございます。

それから、ごみの有料化でございますけれども、兵庫県でもある市で、ごみ袋を買わせて、ごみをたくさん出します者は袋をそれだけ使うわけですから、ごみ袋有料化ということで、市の指定の袋にごみを出させるようなそういうことを試行錯誤の中でしたところがございます。しかし、ごみの処理というのは基本的に住民サービスの一つだから無料が当然という考え方がございました。減量化に努力する人としらない人で料金が違ってくる制度にしない限り減量化へのインセンティブは働かないというのは明らかでございますけれども、ここで非常に十分な説明と話し合いが行われますならば、私は合意できるものではないかなというふうに思っております。そういうことで、有

料化をもしするとすれば、やはり住民の話し合いの中で納得のいくような制度が必要ではないか、こういうふうな思っております。

それからプラスチックの問題でございます。これはエネルギーの消費というところでございまして、先ほども少し触れましたけれども、油に炭素というもので一応私どももやりましたけれども、これは全体的なことを考えないといけないというふうな思っております。エネルギーの消費とか、それからCO₂の発生とか環境汚染の物質の排出だとかという環境に与える影響がどうなのかというところを十分に踏まえた上でリサイクルに持つていきまないと、これはまた一つの問題を提起するのではないかな、こういうふうな思っております。

○参考人(吉岡忠夫君) それでは、三点ほどございますので、お答え申し上げます。まず、指定法人にかかわるランチの関係でございますけれども、地方の商工会議所で云々というお話がございました。冒頭での西川様の御説明にもございましたけれども、昨今における商工会議所さんのいわゆる廃棄物に対するリサイクルというのはいわゆる廃棄物に対するリサイクルと異なります。そういうことを考えますと、決めつけはできませんけれども、非常にいい方向であるのではないかとこのように感じております。

次に、プラスチックに関するいわゆる熱回収というところでございまして、確かにプラスチックはカロリーの的には最高に高うございまして、やはりこのカロリーを使うことも一つの方法かなという感じがいたします。特に、廃棄物に占めるプラスチックそのものの内容といえますと、フィルム類のプラスチックが非常に多うございまして、当然こういう熱回収的なこともある分野においてはやはり考える必要があるのかなというふうに考えております。

それから最後に、有料化の問題でございますけれども、今消費者団体の方からお話がございますが、なかなか私も答えしづらいのですが、いずれ将来的にはやはり有料化というものは考えなきやならないだろうというように感じております。その以前の問題として、現在の廃棄物を見てまいりますと三〇％くらいは私は資源として回収できるだろうと考えておりますので、やはりこういう段階なりにやつていきまして考えるべきではないかというふうに考えます。

○参事(西川一君) プラスチックの油化の問題についてお尋ねがありましたけれども、私それについて専門的な知見がございませんので、その是非をコメントすることはできないわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、どの廃棄物にいたしましても、それを合理的なコストで利用できるような技術が開発されるかされないかというところが基本のポイントでございますので、その点の議論を抜きに、ただこうすればいいと頭から決めつけるのは適当ではないと思うわけでございます。

それから、ごみの有料化の問題でございますが、一般廃棄物は廃棄物の排出者たる住民といいましうか市民がその費用を負担すると。しかし、個々に処理するということわけにもまいりませんので、市町村がトータルとして現在の責任を負って処理しているということでございまして、その費用はやはり原則的には税収でもってこれに充てるというのが基本でないかと思ひます。

しかしながら、やはり一般ごみの排出については、たくさん出したり少なくなったり、あるいはいろいろな種類のものもある、多様な実態であるわけでございますので、全体として税金ですべて面倒を見るのが唯一の道というふうには理解をいたしておりません。私も、個人といたしましては、いづれごみの有料化というものは一つの有力なごみ対策の手段になるんではないかというふうに理解をしておるということを申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

○参事(西川一君) 産業廃棄物の場合は、工場から出てくるものになりますと、例えば鉄工所であれば鉄のくずとか、やはり特定の資源が集中して出てくるという体制になっておりますので、その利用の仕方あるいは処分の方について非常に効率的にできるというような面がもとよりあるわけでございますけれども、やはり産業廃棄物に対して事業者が責任を果たすべきだという国の決定について最大限努力をしているということのあかしではないかというふうにその数字を理解いたしております。

一般廃棄物につきましては、今の産業廃棄物の逆のケースでございます。非常に雑多なものが入りまじって排出されるというわけでございますので、技術的な面でこれまでリサイクルが進んでこなかったというのが事実でないかというふうに認識しております。

今回、分別排出、分別回収ということをはつきりすることによって資源化、リサイクルへの道を開こうという第一歩がここで開かれるわけでございますので、今後はこの面で相当なテンポでそれ

い

が実現していくのではないかとこのことを予想し
ております、また期待をしているわけではござい
まして、そういう意味でこの法律の意義は大変大
きいと私は考えております。

以上でございます。

○斎掛哲男君 もう一問できると思いますので、
稲岡さんにお願いたします。

やっぱり流通、稲岡さんのイトヨーカ堂、赤
札堂その他は非常に大きな販売をされ、消費者と
直結しておられるわけですから、こういう制度を
つくってこれを運用していく上において、大部分
のものをヨーカ堂さんや赤札堂で買うわけではな
い、そこでこの分別収集のインセンティブ、ある
程度使ったものはまたその店へ持ってきてくださ
いよと、場合によってはある程度くれば鼻紙を上
げるとか、お金でなくとも少し割引券を出すとか、
何かそういう形でインセンティブを与えて
もらえないものでしょうか。

家庭を見ても、消費して捨てるものの大部分
分は、もう七、八割は流通機構からというかイト
ヨーカ堂さんとか赤札堂、ダイエーさんから買
つてきているものなんです。ですから、そういう
ものをうまく回収するためにもう少し何かやつ
ていただけないかなというふうに思うんですが、
その点についていかがでございますでしょうか。

○参考人(稲岡稔君) 制度ができてみませんとど
ういうことができるのかまだ私も予想がつかない
わけですが、制度が動き出した時点で、チェー
ンストア各社それぞれそれなりの工夫を凝らす
ことであろうというふうに考えております。

○斎掛哲男君 どうも本当に貴重な御意見あり
がとうございました。

以上をもって終わります。

○及川一夫君 及川でございます。社会党に所属
をいたしております。

四人の参考人の方々に、大変貴重な御意見を
ちょうだいいたしまして敬意を表したいと存じま
す。それぞれの立場から、政府がこうした法律を

提案する前に、もう既に小規模、大規模、中規模
という違いはあってもそれぞれの分野でお取り組
みになっていく実態が大変よく意見として述べら
れまして、これからの法律の審議に大変役立つと
いうふうに私は受けとめました。同時に、この法
律は各分野総じて期待される法律というふうな受
けとめられていくというふうに思います、さら
にはこれを本物にしていくためには社会的なシス
テムというものをやはり確立する必要があるとい
うことを意識されて、それぞれの分野での体験あ
るいは実行されている内容についてのお話があっ
たかというふうに思います。

そこで、私は極めて絞って伺いたいとい
存じますが、まず社会的なシステムを確立するに
当たって、分別、回収、それからリサイクル、そ
れぞれの分野に私は障害が率直に言っていると思
うんです。ただし、分別の分野については、生活
者というか市民や国民の方々の協力をいただく
という点はこれからのPRやあるいは行政の指導に
よって障害を取り除かれる可能性を秘めていると
いうことで、さらに回収はおおむね自治体の
皆さんが全力を挙げて対応するということになり
ますから、これを充実強化すればこれまた解決さ
れていく。恐らく自治体の資金というもので多少
問題は残ってくるかもしれませんが、これも対応
次第で対応できる、こう私は思うわけです。

それで問題は、リサイクルといった場合に、現
実に各都道府県に存在しているのかしていないの
かということになります、存在していないとい
うことになりまして、またこのリサイクルとい
う点について、経済市場に乗せることができる
という判断のもとにやる場合と、なかなか難しい
と、経済市場に乗らないという前提で物を見て
いく場合ではかなり障害が大きい、小さいとい
う問題に発展してくると思うんです。経済市場に
乗るか乗らないかの問題は、事業主という立場か
らいえば、端的に言ってこれで事業が成り立つの
か成り立たないのかということがポイントになっ
てくると思うのであります。

そういう前提に立つと、法案審議の段階では、
政府も、また我々も委員をやっている立場から、
かなりリサイクルという問題については経過的に
は大変な時期と、それから到達するために障害を
どう取り除いていくかという問題を解決すれば
経済市場に乗せ得る産業になるのではないかと、こ
ういう期待と展望を持ちながら議論をしているつ
まりなのであります。

そこで、直接こういう経営主体の立場に立つ
ておられる西川先生とか稲岡先生にこの問題につ
いてどう考えるか、お考えがあったらお聞かせ願
いたいと思います。

それから西川先生にお伺いしたいのは、お話の
中で最後に、既存のものを損なわない、自主性を
尊重してほしい、こういうお話があったんです
が、もう少し具体的にどんなことなのかというこ
とをお聞かせいただきたい、こういうことでござ
います。

それから次の質問として、神戸生協の方と船橋
の環境部長さんにお伺いしたいんですが、お二方
は消費者といいますが分別部門へのかかわりが非
常に大きいと思います。そこで、お話の中にはな
かったんですが、神戸生協の場合に、県民運動と
いう言葉を使われましたね、それは結構なんです
が、県民運動ということになると、自治体が自主
性を尊重しながら恐らく進められておられる町内
会という組織のようなものがございまして、特に
私は、今度の阪神災害の問題では町内会という組
織は互助組織として大変重要な役割を果たすこ
とになるんじゃないのか、もう一遍見直してみよ
う、みるべきではないのかという気持ちの方が非
常に強いんですが、そういう意味で、この神戸生
協の運営の中に、兵庫県にある町内会とかかわ
りというのは全く関係しない、独自にこの回収
といいますが、そちらの方が可能なものとして現
在進行されているのかどうかということ。

それから吉岡さんに、大変偶然なんです、私
実は船橋の市民なものですから、あの報告を大変
リアルに聞いておりました、船橋はこの問題では

かなり一生懸命なんです。ですから、大変私は
ありがたいなと、また自分自身の考えをまとめる
にも大変参考になったというふうに考えているん
です。

特に船橋の場合、もう二十年以上前からこの運
動をやっておられることを私体験しているんです
けれども、その際に、分別に当たっての消費者の
反応ですね、初期の段階と、それから経過の中で
どうそれが整理をされていって、現状はどうか
と。もう市民の方は当たり前に、義務だというこ
ろまで行っているのかいないのかという問題。そ
れと、この町内会とかかわりという問題。につ
いて、どの程度の市町村という行政の中で町内会を
置づけられているのかということをお聞きたい
たいという事です。

それからお二方にもう一つ。私は、やっぱり二
十年前からということになると、神戸生協さんも
大分長い期間やられておることを受けとめ
ました。そうすると、二十年とか二十五年とい
うことになれば、二十年前に生まれた人が二十
か、要するに成人あるいは世帯を持っておられる
方もいらっしゃる、こういう方々がたくさんおられ
ると思うんです。

したがって、私は社会的なシステムを確立する
にはやはり子供に対する教育という問題が非常に
重要だと思っております、その辺は一体どんな対応
をされているのかということ、これは文部省
がやるのかもしれませんけれども、地域として何
かそんなことを取り組んでおられるとすれば、お
伺いをしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○参考人(西川一君) 経済市場に乗る、乗せて
いくということが非常に重要だという観点から御
質問を受けたわけでございます。私、この点に関
連して二つのことを申し上げたいと思うわけで
ございます。

非常に重要なポイントであるわけです。したがって、リサイクルが必要だから価格を無視して何かやるようにというようなことが仮にあったとするならば、決して長続きすることはできないのではないかと。そういう意味で、ぜひとも入手するリサイクル原料についての価格を合理的なものにしていただきたいということを申し上げました。

その場合、やはり全体のシステムとして、それだけの段階で効率を上げて実施していかないと、結局割高なりリサイクル原料になっちゃうわけではなにかというこの御心配を申し上げたわけでございます。これはシステムの運用上の努力ということに非常にかかわってくる問題ではないかと思

います。それからもう一つの点は、こういうリサイクルシステムというものを国全体として決め、全国的に徐々に立ち上がってくるというところになりま

たらば、このシステムの中でのいろいろな仕事ができるんじゃないかと。現在もいろいろな資源の再生事業者という方はいらっしゃるわけでございますけれども、そういった方々のビジネスチャンスというものが当然出てくるだろうということを考えておりまして、この点について果たしてどうなるかということとは不分明でございますけれども、私も先生と同様に大いに期待をしております、まあ新市場と言っているのではないかと思います。

それから、私が冒頭の陳述で申し上げました既存ルートの、あるいは事業者の自主性の尊重ということについていまいし説明しろという指摘がございました。今度の法律によりまして、義務の履行につきましては、自主回収の道、それから独自ルートの道、そして指定法人を活用するという三つの道が開かれているわけでございます。

狭義に申しますと、独自ルートの活用については主務大臣の認定が必要ということになっておりますので、この認定について十分実情に沿った認定を行っていただきたいということになります。もう少し広義にこれを申しますと、既存のルートはそれぞれのいわば現在のマーケットメカニ

ズムの中でそれ相応の合理性を持ってでき上がっているものでございますから、そういうものを大いに活用していくことが重要ではないかというところで。

言葉をかえて申し上げるとするならば、指定法人ルートが唯一正しいものである、あるいはこれの方がより正しいものであるというような認識ではなくて、むしろその指定法人ルートというものは補完する機能というふうなことで全体のスキームを運用していく必要があるのではないかと、このことを申し上げたわけでございます。

例えばガラス瓶などを取りますと、ガラス瓶製造の中でカレットの使用率は多分六〇％ぐらいに現在既になっていると思っておりますけれども、これはやはりガラス瓶メーカーあるいはガラス瓶の再生事業者が相当長年努力をして培ってこまで上がつてきたわけでございます。こういうシステムは今後とも継続し伸ばしていかなければならぬではないかというふうに思っています。

また、例えば紙の例で申し上げますと、現在、古紙とか新聞紙とか段ボールの回収、これも相当進んでいるわけでございますが、仮に何か分別収集の過程でそれ以外の紙の原料が非常に出てくるということになりますと、ただでさえ古紙の市場というものはフラクチュエートし、あるいは低価格で苦しいわけでございますので、その再生紙の原料価格の暴落が行われるというようなことになっては大変でございますので、ぜひとも紙の現在ある用途以外の用途の開発というものを一方で進めながら原料の紙の回収を進めていくというようなことをしていただかないと、せっかくの現在の古紙や段ボールの回収メカニズムが破壊されてしま

うんではないかというようなことを念頭に置きつつ申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○参考人(稲岡稔君) 先生の私に対するお問いかけはリサイクルの経済性ということかと考えておりますが、冒頭申し上げたことの繰り返しになるのでございますが、リサイクルのすべ

は、経済性も含めましてリサイクルのシステムにかかっているというふうな考えであります。つまり、現在でも例えばアルミ缶等是有償で自然に流れていくわけでございますが、現在逆有償の分野についてこの法案で構想されておりますところのものが分担されていくことになろうかというふうな理解しております。

その場合、冒頭申し上げましたように、社会全体をカバーする強力な意味のあるシステムがもしできたというふうな考えならば、有償部分の経済性はさらに上がるというふうな期待いたしておりますし、逆有償部分もマイナスの経済性が少なくなるんではないか、つまり経済性が上がるんではないか。逆有償の部分も、有効なシステムが構築されればその経済的なロスがほとんどなくなるんではないかというふうな期待いたしております。

したがって、その部分につきましては、今回の法案の構想に私どもは期待しておりますところでございます。

○参考人(碓井美智子君) 県民運動として取り組んでおりますことと町内会、互助会組織、そういったところとの関係がどうか、自主性が失われるのではないかと、そういうお話でございますけれども、この県民運動は、生協の組合員が県民の六〇％を占めると申しましたが、もちろん地域の消費者団体連合会、そちらの方たちと十分お話をいたしまして、これは生協だけの問題ではない、県民全体で取り組むべきことだというふうな決めますと、今度は地域の消費者団体の方から地元の量販店または百貨店、そういったところにおいて協力をしていただくというふうな形で盛り上げていくものでございます。

そして、町内会だとか自治会というところとの関係でございますけれども、これはやはり生協のお店が地域に本当にたくさん存在しておりますので、非常に自治会組織とは仲よくやっております。そこで、こういうリサイクル問題はお互いできないところを補完し合うというふうなことにしておりまして、有償で空瓶などを引き上

げまして、それが自治会の収入になるというのはそちらでやっていく。ただし、牛乳パックのように自治会そのものが集められないようなものは私どものところへ持ってくるというふうなことで、お互いに地元とは十分話し合って相互補完をいたしております。

それから、子供に対する環境教育でございますけれども、実は、これは珍しいのかもわかりませんが、学校の方から要請がございまして、職員じやなくて組合員の方が学校の社会の時間に出かけてまいりまして、そこで環境教育のそういったお話をします。そうしますと、学校の先生がお話をなさいますよりも、地元のおばさんが来てこんな話をしてくれたよということでもよく聞いてくれるというふうなことでもございまして、コープこうべではそういった組合員が自治会、子供会それから学校、そういうところに出かけていって話をするというのが最近ふえてきております。子供の環境教育というのは非常に重要だと思っております。

○参考人(吉岡忠夫君) それでは、二点ほど御答弁申し上げますけれども、先生が船橋市民であったということは大変光栄に思っております。ありがとうございました。

二十年前やっておられるというお話ございましたけれども、確かに先ほど申し上げましたとおり、私も四十八年の十月にスタートいたしました、その段階ではわずか二百トンの回収でございました。それが平成五年度では三万四千数百トン、これはやはり市民の方々の協力あるいは努力であらうというふうに私は評価しております。

そして、先生の方から義務というふうなお話でございますけれども、私は決して義務と思っております。これはやはり市民の方々の自主的な協力である。行政が市民に押しつける、いわゆる義務的なものはこのようない仕事はやはりスムーズにいかないだろうというふうに考えております。

それから、町内会あるいは自治会とのかかわり

でございませうけれども、私も船橋市内には町会、自治会が六百数十ございませう。このいわゆる地区連といひますか、これが二十三のコミュニティになっております。私もこの二十三コミュニティの一つにリサイクルの回収をお願いしているわけでございます。一つのコミュニティの中にはPTAの方もいらつしやいますし、子供会の方もいらつしやいます。したがって、こういう段階でも私はお子さんに対する教育ができていゝんじやないかということも感じます。

また、私も教育委員会と一緒にやつておりますけれども、学校給食につきまして、これをコンポスト化して、学校周辺のいわゆる庭木、こういうものに使うというふうなこともやつております。こういうことで廃棄物に対する御認識をいただくというふうな対応をしているのが実情です。

以上でございます。

○及川一夫 ありがとうございます。
西川参考人にもう一、二ちょっとお尋ねしたいんですけれども、実は分別から始まる回収、それからリサイクルということになりますと、分別されて回収されたものを引き取ってほしい、あるいは処理をしてほしいと。仮に事業主が、業者がやったとすればそういう方々に頼もうとしても引き取らないとか、要するにお金を出してもらわないと引き取らないという状態がこれまでであつたと思ふんです。しかし、これを社会的なシステムに、またシステムとして強化していこうということになると、むしろそういう行為というのはこれは市民社会の一部も担っている事業者としてはできないことに私はなるんじやないかと。でき得ないから断るのはおかしいよということだけではこれは事は進まないだろう。その面をこれからどう克服していくかという問題との兼ね合いがあるんですね。

したがって、私などの理解では、処女原料というふうなお話が言葉としてあつたんですけれども、原料となるのは分別され回収されたそのものですから、別にそれを出すことによって消費者が

金をよこせとか、あるいは自治体が業者からこれを買取るとかというところは極めて私は少ないと思つておるわけですよ。そうすると極端な話、処女原料というのはゼロというコストになるんじやないか。したがって、それをリサイクルするには、しにくいものもあるでしょうから、技術をどう開発するかとか、そのための設備費というものをどう集め合うかというところは問題になってくるが、システムとして全体が構成されたときにはそのリサイクル部門を担当する業者にもいわばコストないしはコスト以上に返っていく。

つまり、産業として成り立つというものになつていくのではないかと、またそういう期待を持つてこのリサイクル法というものは描かれていて、この理解するものですから、もう引き取るとか引き取らないとか、コストがどうのこうのということよりも、むしろ社会システムとして、社会運動として、社会の一員としてお互い義務感を持つてこのごみ問題を解決するというところに結論を持つていくような運動にしていかなければならぬんじやないのかなという気持ちがあるものですから、さつき言つたような、市場経済として成り立つか成り立たないかというのは経営される方には大変大きな問題だからという意味でどうなんでしょうかと、いろいろお尋ねをしたんです。一応お答えでは、基本的には成り立つという前提で受けとめるが、しかし合理的なものを求めていかなければ長続きしない、挫折をする、こういう御指摘だということに私は受けとめたんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○参考人(西川一君) 今回の法律が予定しておりますシステムでは自主回収それから独自ルートというのがあるわけですが、これはいわば事業者間で相対で双方に納得の上でやるわけでございますから、そういう問題は基本的に発生しない分野だと思ひます。

そこで、仮にあるところで御質問のような事態が発生するというような場合になりますと、これは指定法人の方にお願いをいたしましてその利用

先を探していただく、こういうことになるわけでございますが、その際、どういう委託料を払つてその指定法人を活用するかということについて、やはり合理的な価格あるいはできるだけそれが安くなるような価格になるように指定法人なり全体のシステムを運営していただきたいということがまず第一点であると思ひます。

一方、この原料を利用する立場から申しますと、リサイクル原料につきましてはその品質、例えばガラスでいえば色別に分けられていて、分けられていないのか、あるいはどれぐらいのロットがあるのか、あるいはどこに集める場所があつてそこへ買に行く場合のコストがどれぐらいかかるのかということ、いろいろな要素があるわけでございます。

また、実際それを使つて利用する場合、これはガラス瓶の場合はで上がる瓶の品質に関する限りと思ひますけれども、その他の商品につきましてはで上がる最終製品自身の品質に多少の影響が出てくる、それがまた市場価格にいろいろの影響を与えるというふうなこともあるわけでございますので、やはりリサイクル原料を使う立場からいへば、価格を無視してそれを引き取らなければならぬと言われてもそれは決して長続きしないのではないかと思ひます。

全体として言へば、今言いましたような自主的にあるいは独自ルートで対応できない場合に重要な役割を果たすこの指定法人を核とする全体のシステムをいかに効率的にしていけるか、その前提の上で各事業者、出す方もリサイクル資源を利用する方も最大限の協力をしていくということではシステムが円滑に運営されていくということではないかと理解をいたしております。

○及川一夫 終わります。

○本郷山人 本日は参考人の皆様、まことに御苦勞さまでございます。

いろいろとお聞きさせていただいておるわけでございますけれども、何せこの容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律案、こ

れはなかなか大変ないわゆる条理がこのたび盛り込まれていくわけでございますが、やはり法律といふものは、少なくともその条文に従ひまして、人間の温かい気持ちというものがそこに加味されていかなければいけないというふうな観点から見ますと、まず法理論的なこの対処の仕方、また条理論的な対処の仕方、そしてもう一つは道徳規範によるこの対処、この三位が一体になつて初めてこの法律というものが有効に機能するものではないかと考えられます。

そういう観点から今の世情を見ますと、やはり日本全体の国民的総意から見ますと、今度はこういうような法律ができる、ああ少しはよくなるんじやないかと。みんな他力本願なわけでありませう。

しかし、現状はどうかということになりますと、この使い捨ての文化の広がりや耐久消費財の普及、また大型化等の追求、生活様式が多様化、産業の変化等がたくさんありまして、もう自分の手はぬらさずに、自分が幸せになるためには、すべて憲法でも保障されているんだし、みんなが人がよくしてくれて自分はそれに乗つていけばいいんだと。悪いことには、ごみの収集なんというのは昔は自治体が、市長さんに立候補するときはごみはみんなよく片づけますよなんていう何十年もやつてきたものですから、これはもう投げときやだれか拾つていってくれるものだ、そういう概念が頭のどこかにあるわけですね。

それを急に、時代が変わりまして今度はこんなになつてしまつた。これがどこかで発想が逆転してしまつたために、その逆転に乗りおくれたのが今の御時世じやないかと思ふのでありまして、自治体を初め全部がごみに踏みつづけるんだ、あと七、八年でごみの捨てる場所もないんだ、こんなようなところまで追い詰められてきております。また、ごまかして外国へ持つていこうと思つたら、パーゼル条約があつてどうにもならない。自分のことは自分でしなさいというんだけれども、ごみを投げる人はまだそこまではびんときて

いないわけでありませう。

そこで、やはり指導するお立場の皆様は、まあ我々もそうありますが、何とかみんなにそこまです悲壯感を与えずにこの問題を解決してあげなければいけないというのがまず第一点だと思います。これが政治だと思ひます。

しかし、そればかりでは今どうにもならないから、私は前段で、いわゆる条理であり、慣習であり、道徳規範というものをここに作興しなければいけないということを話させていたたいわけでありませう。

そこで、まず西川参考人にお尋ねしたいこととありますけれども、これはもう全国五百の商工委員会、傘下から言えばこれは大変な、一億二千万を掌握されていると言つても過言でないような組織の頂点に立たれておいでになるわけでありませうけれども、私は、まず包装それから容器、これを考えますとき、包装というのは過剰に包装したり人の嗜好をそそのかすように包装したり、消費は神様、中身はどうでもいけれども格好だけよくラッピングすればいいんだという時代のために、国民の道義、モラルが完全に破壊されてしまつてゐる。その破壊を取り戻すこととこれは非常に難しい。破壊するとき利益したお金の少なくとも八〇％を還元できるぐらいの、いわゆる流通の上に立つたり商行為の中に立つたところの思考というものをここで改めて考え直さなければいけないではないかと思つたのでありますけれども、こんな無理なことを言つたらこれはなかなか解決する問題ではありませう。

そこで、考えられることは二つあると思ひます。こんなことについて、これは大ざっぱなことでありませうが、ちよつと意向だけをお伺ひしたいと思ひます。

全国にネットされている機会でございますから、この中に、現在そしてまた新世紀、新しい時代に向かつての発想、どんな容器、どんな包装、ラッピングの仕方、こういうものが何か新しく開発されている現状があるかないか。

まあ簡単なことを言うと、オブラートに包んで薬は飲む。オブラートみたいに飲み物と一緒に容器が口の中へ入っていくようなものが例えばあるとすれば、これは処理することはないとなつてしまふわけでありませうけれども、そんなような新しい時代に対する発想というものが、全国の組織傘下の中に現在何かささやかにそういうような意向があるかないかというところがまず一点です。それとも一つは、経済的な基盤も相当おありになるお立場でありますから、そのお立場で、そういうものの開発に向かつているか向かつていないか。

この二点についてひとつ、時間が余り私持ち合わせありませんのでここで時間切れになるかわかりませうけれども、まず西川参考人にこの二点ちよつとお伺ひさせていただきます。

○参考人(西川 慎一) 過剰包装を自粛しようではないかというところは各界で言われておりまして、私も商工委員会でもそういう運動に取り組んでゐる商工委員会が数は少ないが、あります。しかし、商工委員会がいろいろな業種の総合体のような組織でございまして、ある特定の分野について深く技術開発とか、そういう組織でございませうので、具体的な新容器の開発とかそういうことについて取り組んでゐるわけではございませう。これは百貨店とかスーパーとか、その大きな流通業界を取りまとめておられる団体においてそういう問題に取り組んでおられるんじゃないかというふうには思つております。

それからもう一つ、商工委員会についてある程度の財政基盤があるのではないという御指摘がございまして、私も大変恥かしいと思ひます。その御指摘を聞いたわけでございませう。

確かに私も、数としては五百余、正確に言いますと五百十三現在あるわけでございませうけれども、東京商工委員会、大阪商工委員会のような大きな商工委員会から、三万都市と言われる商工委員会、会員の数も職員の数も小さな商工委員会もありまして、その体力は千差万別でございませう。

で、どちらかといえば数の方ではやや存在基盤の弱いところの方が多いというような実情でございませう。

そういうことでございませうので、先ほどの他の先生の御質問の中で、プランチ的な機能を担えるかどうかという御質問があつたときも、そういう実情をよく踏まえて、一体何が頼まれ得るのか、何が引き受けられるのかということを十分検討したいというようなことをお答え申し上げました次第でございませう。

ただいまのお答えについては、商工委員会を余りにも高く評価し過ぎておられますので、実情を率直にこの際申し上げておいた方がよろうかというところでつけ加えさせていただいた次第でございませう。

○木暮山人君 ちよつと関連しまして、難しいこととお聞きするんじやなくて、全国に張つてあるネットの中で、何か目新しいようなものを耳にしたことはなにかと。こうすりやいいんだと、例えば容器はオブラートみたいに中身と一緒に食べるようなアイデア、全国的にそういうようなアイデアを耳にしたことがないものでせうかというところをお聞きしているわけでありませう。やはり全国ネットの上に立つというんなアイデアがあるんじゃないか、かように思ひますが、そういうことは全然耳になさつたことはございませうか。

○参考人(西川 慎一) 残念ながら先生が御期待のようなことについては、私ちよつと耳に入っておりませう。

○木暮山人君 はい、わかりました。次に、稲岡参考人にちよつとお伺ひさせていただきます。

何はともあれ、昔買い物に行くときは手提げ袋なんでももらえると思つて買い物に行つてゐる人はだれもないわけでありませう。ところが、あそこのお店へ行けば袋が一つ余分にもらえる、では行つてみようやないかと、自分のふろしきはこつちにしまつておいて行くというのがこの三十年、四十年ぐらいの間に、これは何百年という歴史的

なあれがあるわけじゃないと思ひます。少なくとも実際は、売る方の立場の方が、サービスとして客を寄せるために皆さんがそういう便利な方法、そして後処理のつかないところまで考えずに、無分別という批判が大きいところかもしれないけれども、今考えてみれば、そこまでは考えなかつたよ、自治体の方では整理すると思つていたよと、全く責任転嫁の、そこまでは考えずにサービスに専念された結果だと思ひます。

そのことを先ほどから聞いておりますと、これは次の確井さんの方とも関連してくるのであります。今一生懸命そうならないようにやつてゐるとおっしゃいますけれども、先ほどの話の話を、どこか回収するのには魅力を持てるまでに利益を詰めていくということができれば、利益がなくれば税法上税金も安くなるわけでありまして、これはちよつと悪い言い方かもしれませんが、魅力というものを持たせるような方法に回収するのと、道徳的、道義的にこれは行き先、終点が無いものをおおわされたんじゃないかと逆に消費者に思わせるような方法というものは見当たらないのか、その点ちよつと質問させていただきます。

○参考人(稲岡 稔君) 今、先生御指摘の問題は私も大変重大な問題としてとらえております。それで、買い物袋を減らしていくのにはどういった方法があるのか、あるいはこれをなくすることができないのかどうか、あるいは何か別のものに置きかえることができるのではないか、いろいろな試行錯誤あるいは実験を重ねてゐるのはいわば現状といつたところでございませう。

現状のところでは、まことに残念ながらなかなかその決定打、先生にこういうふうにいいたしますと申し上げられるものもないわけでございますので、試行錯誤を重ねながら何か将来的なものを考えていきたい、新しいものを考えていきたいというふうな考えでおります。

○木暮山人君 わかりました。それはどんどん考

えて早急にひとつ考えつくように努力なさつていただきます。と思います。

次に確井さん、全国生協をやつておいでになつてまことに御苦労さまでございます。

私は、せっかくの組織があるのでございますから、この組織の皆様に率先して、消費じゃなくて儉約は美德ということ、何か昔のモラルで悪いかもしれないけれども、それでみんながよくなるわけでありまして、生協関連の皆様がその美德を評価できるように企画をつくつてお褒めの何かを差し上げるとか、何かちよつと考えていただきたいと思うんですね。そうすればみんな喜んでそつちへ、今の教育の中から出てきた人たちは、ゴールがなさや、重い荷物をしょつてずつと山を越えてその先を当てもなく歩いていけといつてもこれはなかなか歩いていけませんから、やつぱりゴールというものを決めてあげて褒めてやらなかつたら、せつかついい啓蒙もできなくなると思うんですね。

時間がございまして失礼ですが、私は続きまして環境部長さんに聞きたいと思うんです。

同じことなのでありますが、組織としましてはたまには表彰するとか、それは勲章まではいかないかもしれないけれども、やはりこういうものについて理解の深い人に対しての表彰というものを与えてあげなさいだめだと思ふんです。今までは、市長さんになるのはごみの処理場をつくりますとみんなに言つてなつた人もたくさんいます。しかし、表彰というものを与えずにみんなどこかへ行つてしまつてゐるわけですね。協力した人によつぱり栄誉を与えていただきたいと思ふんです。

時間がありませんので、簡単にそれについて、イエスかノーかぐらいでよろしうございしますが、御返答をお願いいたします。

○参考人(確井美智子) お褒めの言葉をということでございますけれども、私どもは特にそういう褒めるというふうなことじゃなくて、結果を全

員に知らせまして、その成果をむしろ還元する、そして還元をしてそれをさらに大きなものに取り組む資金にするというふうなことはいたしてあります。それでコープこうべでは環境基金をつくつております。

○参考人(吉岡忠夫) では、簡単に参ります。

私もとしましては、回収団体あるいは自治会に對しまして毎年毎年感謝状の贈呈を行つております。

以上です。

○木暮山人君 どうもありがとうございます。

○山下栄一君 私も、余り時間がございまして、ポイントだけちよつとお聞きしたいと思ふのでございます。

先ほどからもさまざまなお話があるわけでございますけれども、全体的に何かこの法案に對して非常に期待が大き過ぎるのではないかとこのうふうには私は思ふんです。確かに、机の上のシステムといひますけれども、それは何となく整つてゐるようには思ふんですけれども、ところがうまくいくための前提が非常にはつきりしていないといひますか、そこがきちつとしていないといひますか、かといふふうな感じの不安なものがあつて、下手をするところと今までの市民運動の自主的な取り組みとかチェーンストアその他の業界の献身的な取り組み、また自治体の分別収集の努力、これの意欲をそぐような形に働いてしまふのではないかとこのうふうなことを感じるわけなんです。

公聴会も行われませんでしたし、先ほど確井参考人の方からもございまして、消費者のさまざまな意見を反映させるようなことも非常に十分であつたのではないかとこのうふうな心配もあるわけでございます。特に基本方針の策定、再商品化計画の作成、市町村分別収集計画の作成、このあたりが明確にならぬことにはこれは回転しないといふふうに思ひます。

特に、西川参考人、稲岡参考人にお聞きしたいわけでございますが、この再商品化事業者、この段階で全体で再商品化がどれぐらいできるの

か、またそれが今後どれぐらい進んでいくのかという見通し。これが全体の総量が少なければ、せつかつ集めた市町村の努力も、集めたものの置き場に困るというふうなことになつていつてしまふ。さらに、再商品化された材料なり完成品なり、これがどこまで市場経済性が発揮されるのかということ、この辺の見通しも極めてあいまいであるといふことがございまして、この辺があいまいな限り今回のシステムはほとんど機能しないものになつてしまふのではないかとこのうふうに思ひます。

その点、何となく期待のお話ばかりありましたもので、心配な点はないのかということ、商工会議所またチェーンストアの方からお話をお聞きしたいと思ひます。

○参考人(西川慎一君) 先生があえて御心配なさつておられた思ひますけれども、期待が大き過ぎて、それに十分たえられような実態になつてゐるのかどうかという点でございします。これは私に限らず、恐らくこのスキームをこれから運営していこうとする関係者皆さんが大なり小なり同じような考え、気持ちを持つてゐるのではないかと思ひますけれども、それは一般廃棄物の再資源化という第一歩を踏み出す段階でございします。まず法律をつくり、そのシステムをつくつて、これを育てていくという前向きな発想法に立つてこの法案を提出されたのだと思ひます。私もそういう意味で、これを育てていく必要性があるといふ意味では、不安の要素もないとは言えないと思ひますけれども、そちらの考え方の方をはつきりと高く評価すべきでないかといふふうには思つております。

それから、集めたごみ、そしてせつかつ再資源化される原料となるようなものがただ積み立てしまふのではないかといふような御心配については私もございします。しかしながら、この法律の中で分別収集計画と再資源化計画について計画間でその調整を図つていくことになつておりますので、その点について十分混乱のないよう

な両計画をつくつていただけるというふうな確信をいたしてあります。

同様に、既存のいろいろなルートにかえて悪影響が及ぶのではないかと御指摘でございますが、その点については先ほどもほかの委員の御質問の中でも若干触れさせていただきました。ぜひともそういうふうにはならないように、限界的な部分ではそういうものはあり得るかもしれないけれども、大きな点ではそういうふうにならないように新しいシステムをつくつていくことになつていただきたいという希望を申し上げたわけでございます。

私は、単に希望を申し上げたことではなくて、この法律の二つの計画あるいは運用についてそういうことは十分実現し得るような体制になつてゐると思つております。ただ、ほうつておいてもそうなるというものではないと思ひますので、関係者のこれへ向けての一致協力した努力というものには必ず必要だといふふうには思つております。私もそういう意味では期待は大きく持つております。ただ、期待してすべてが解決するといふふうには思つておりません。そういう意味で、商工会議所のいろいろな機会を通じて、これへの協力あるいはこれへの啓蒙といふことについては今後とも力を注いでまいりたいといふふうには考えております。

○参考人(稲岡忠夫) 先生お尋ねの再商品化の数値の見通し等につきましては、まだ私どもは制度の具体的な細目を存じておりませんのでわかりません。また、制度の具体的な細目がわかりませんので、具体的な動きがどういふふうになつていくのかといふところがわからない点、想像がつかない点がございます。

具体的な制度が少し違ひましたところで現場の扱ひが大きく変わつてくるというところが多分出てくると思ひます。例えば、首都圏のように大変人口が稠密な、あるいはあいた土地が少ないところで資源ごみの回収、リサイクル等をいたしますと、制度のつくり方によつては大きな影響を受け

ることがあろうかと思ひます。しかし、資源ごみを回収しリサイクルしていくという目的のために、やはり全体的な何か一つのシステムが必要ではないかという事は私も考えておりまして、今回そういうシステムがつけられたということについては私も大きく評価しているということでございます。

○山下栄一君 この指定法人のルートのところでございますけれども、西川参考人にお聞きします、この特定事業者の中で、組織として把握されている、例えば商工会議所等で把握されている業者はいいんですけれども、そうでない事業者は費用負担をちゃんとしないといけないようなことが起こり得るのではないかと、そういう心配はないのかという事を確認させていただきたいと思ひます。

それから、指定法人から競争入札等で再商品化事業者が請け負うわけですが、その中で業者の寡占化が起きている可能性が心配されるわけですが、その辺の問題点について伺いたいという事。

もう時間がございませんので、あと吉岡参考人にお聞きしたいと思ひますけれども、船舶市は大変な努力でごみの再資源化率がもう全国平均をはるかに超える一四％と。それで非常に大きな成果を上げておられるわけですが、分別そのものの区分の考え方がまちまちであつたりして、例えばプラスチックは可燃ごみのところもあれば反対のところもあるというふうな、その辺の問題点。それから、冒頭の心配に当たるんですけれども、特に逆有償の場合に市町村独自の公営の処理施設でやっていた努力がやれなくなるのではないかと。もう指定法人ルートに任せようというふうなことで、市町村が今までやってきた再資源化の施設等をつくってそこで処理を行うというふうなこともやる意欲がそがれてしまうのではないかと、この心配の点をお聞きしたいというふうに思ひます。

ちよつと時間があれですけれども、最後に確井

参考人にお聞きします。神戸生協のさまざまな取り組みをお聞かせいただきまして、日本生協連の中に埼玉県の桶川市でリサイクル実験センターというのを平成五年度からつくられて、今実験されておると。この取り組みも画期的だと思うわけですが、その取り組みの現況をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○参考人(吉岡忠夫君) それでは、御答弁申し上げます。

分別の区分の問題でございますけれども、先ほど御説明でも申し上げたとおりでございますけれども、特にプラスチックというところでございますけれども、私も、現在プラスチックの再利用につきましてもなかなか難しい点がございまして、たがって、現在では熱回収として清掃工場で可燃性ごみと焼却されているのが実態でございます。それから、せっかくその施設をつくって意欲がなくなるんじゃないかというふうなことでございまして、私も、私もリサイクルセンターなるものは、缶を例えればアルミと鉄類に磁選で分けましていわゆるインゴットにするというまでの過程でございますので、それ以降のいわゆる製品云々ということでございますので、特に私は意欲がなくなるとか、そういう問題は無いというふうに考えております。

○参考人(確井美智子君) 日本生協連がやっておりますリサイクル実験センターでございますけれども、発泡スチロールトレイ、組合員から集めまして百二十七店、これは年五十トンというふうな現在の回収量でございますが、そして飲料用のPETボトル、これを八十店で今集めておりますが、年間三十トンというふうな回収量で、今現在本格的に動いておりますが、将来アルミ缶とか牛乳パックとかということですが、今のところはこういうふうな集めたものをリサイクルしよう。このリサイクルをやります再生品は、私先ほどコープこうべで申し上げましたようなことを日本生協連の方でもやるといふふうなことでござい

ます。

○参考人(西川慎一君) 指定法人に費用を負担して業務委託するという義務がみずから処理できない場合には生ずるわけでございますけれども、そのお金をみんなが払うということを確認しているのかという意味の御質問かと思ひますけれども、私も商工会議所として皆さんに払うのか払わないのかというふうな調査をしたわけではございませんので、その点について確たることを申し上げます。

ただ、一般的に申せば、やはりどれぐらいの事業者がその対象になるのかということと一種の達成率というのとは関係してくるだろうと思ひます。恐らく、量的な意味ではほとんど費用を負担する、あるいはみずから処理する以外の部分で受けとめる事業者の数でそのうち一〇〇％いくのかということになりますと、結果としてでございますけれども、欠け目が生ずるといふようなこともあり得るんじゃないかと思ひます。

しかしながら、いづれにしてもこの辺の費用の課し方、集め方の方法についてはまだ具体的に政府において結果が出ておりませんので、今の段階で軽々なことを申し上げてもかえって混乱の要因かと思ひますけれども、一応一般的なことを申し上げた次第でございます。

それから、寡占化についての質問がございましたけれども、私、そういうふうな御心配が当面直ちにあらなというふうな事については、御質問をいただくそのときまで思ひますませんでした。恐らく、当面そういう問題は無いのではないだろうかというふうに考えております。

○山下栄一君 ありがとうございます。

○委員長(久世公亮君) 参考人の方に恐縮ですが申し上げたいのでございますが、冒頭申し上げましたように、御発言の際は都度委員長の許可を受けることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小島慶三君 参考人の方々、御苦労さまでござ

います。

(委員長退席、理事斎掛哲男君着席)

初めに、西川さんにお尋ねしたいと思ひますけれども、結局この法律がうまくいくかいかないかというのは、自治体とメーカー、それから消費者、市民と、それぞれがやる意志とそういうもの、やる気といひますか、それが物を言うと思うのであります。それで、最近、企業の間では環境憲章といふたようなものを自分でつくって、生産、それから販売、それから最後の廃品になった後の回収まで一貫した自分の義務を決めているところがあるようにありますが、商工会議所ではどういふふうなそういう動きについて見ておられますか、お伺いしたいと思ひます。

それからもう一つは、御説明の中で古紙のネットワークシステムというものをとおつくりになっておられるというところでございしますが、古紙以外のものについてはどうか。

それから、このネットワークシステムというのは単なる情報交換なのか、それともいろいろ再処理の事業のセッティングと申しますか、そういうノウハウまで含んでおられるのか、この辺をお伺いしたいと思ひます。

それから確井さんには、神戸の実践につきまして私どもも非常に感銘しておるわけでありまして、こういった運動にかかるコストをさき千九百万とおっしゃいました。これだけのコストはもう既に内部化されているというふうに思ふのであります。今度の新しいこの法律のもとでの協同組合の役割といひますか、その辺のつながりと思ひますか、こういうことについてお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

それから吉岡さんには、私も経済同友会の首都圏委員長というのを四年ばかりやっておりまして、首都の問題というのは首都圏の問題であるということをお聞きがね実感しておたわけでございます。恐らく、先ほどいろいろお話ございましたけれども、東京都からしみていくという環境面の圧力というものは大変なものだと思ひ

うに思うわけでございますが、そうしますとどうしてもなかなか船橋一市では対抗できないということがあると思うので、先ほども広域的な仕組みをとおっしゃったんですけれども、今やっておられる近隣市町村との相互援助といえますか、そういう点について、もし可能でしたら御説明いただきたいと思ひます。

以上です。

○参考人(西川 一君) リサイクル法ができました、各企業のリサイクルへの取り組みがはつきりと要請されることが明らかになってきたことに伴いまして、各企業でそれぞれそういったフローチャートとか方針とかいうものをお決めになっている例が非常に多いと聞いております。

しかしながら、中小企業におきましては、個々の企業でそういうものをつくるということとはなかなか進まないというところがございまして、例えば東京商工会議所では、そういう人たちのために環境憲章というものをつくりましてその普及に当たっているという例が見られております。商工会議所としては、そういう啓蒙を含め、中小企業においても徐々にやらなければならぬ、あるいはやる気というものが醸成されつつあるのではないかと思いますけれども、まだまだ不十分な段階かと思ひます。

それから、古紙のリサイクルについて御質問がございました。丸ノ内でもやっておりますし、東京商工会議所の新宿支部あるいは静岡とか千葉とかいろいろなところでやられておるわけです。大体オフィスで出てくるもののオフィスの紙、古紙、それを一定の集積場所にそれぞれ持ち込んで、そしてこれを回収業者の手に引き取らせるといふ、基本的にはそういう流れでこの事業をやっております。回収させた後のところまで手が回っているというわけではございませんけれども、オフィスから出る紙ごみというのは非常に膨大だとおっしゃっていただいても、その円滑な回収に相当成功しているということでございます。

○参考人(碓井 美智子君) 私どものところ、コー

プこうべで随分多額なお金を内部化しているというところでございますが、今回のこの制度ができました、法案が成立いたしましたけれども、私どもの費用をかけても組合員の教育、これは全体的に大きな問題でございますので、消費者教育とか消費者啓発とかはこの環境問題に對しましてはかなりの重要なことだと思ひますので、それは今後も続けていくということでございます。

【理事 斎藤 哲男君退席、委員長着席】

そして、市町村で今回は分別収集ですということ、先ほど私の方から要望を、生協も位置づけしてほしいというようにお申し上げしましたけれども、私どもの考え方としては、こういうことになりまして、生協が自治体のリサイクル計画への提案、参画をということをお願いし、生協の店頭回収や組合員のボランティア回収を自治体の分別収集の一貫として、または補うものとして位置づけさせてほしい。そして具体的には、これはやはり自治体の方でいろんなことがあると思ひますので、そこに入らせていただく、国の大きな機関じゃなくて自治体ということで話し合っていく、こういうふうな思っております。

そして、ごみ減量化とリサイクルというふうなことに於いてやはり自治体へ働きかけまして、世論形成をやっていく、こういうふうな思っております。か、こういうふうな思っているわけでございます。

○参考人(吉岡 忠夫君) それでは、私から広域について御質問にお答え申し上げます。

私ども、現在広域で考えておりますのは、県内、千葉県でございますけれども、政令市を含めて五市で考えてございます。これは、五年前から協議会をつくりまして、まず最終処分場の広域での設置確保ということをやっております。しかも、残念ながらそういう場所がないというのが実情でございます。したがって、これと並行いたしましてリサイクル、資源回収をやっております。幸いにして昨年度でこの五市の収集体系が同

様の体系ができたということで、ことしの四月一日付でございますけれども相互支援の協定を結びまして、工場のトラブル等があった場合については、他市のごみではございますがお互いに処理しようというふうな体系をとってきた。現在のところでは私どもこの広域の中身につきましてはまだその程度でございます。

以上でございます。

○小島 慶三君 ありがとうございます。以上で終わります。

○市川 正一君 日本共産党の市川でございます。御苦労さまです。時間がありませんので、法案に即して各参考人にそれぞれ御質問をさせていただきます。

まず、吉岡参考人でありましても、この法案では、市町村が分別収集計画を立てるときに、第八条の三項によつて、主務大臣が定める基本方針に即し、かつ再商品化計画を立案して定めなければならない、こうなっております。それから別途、廃棄物処理法に基づいて定める一般廃棄物処理計画に適合しなければならないということにも相なっております。そうしますと、これは場合によつては市町村の積極的な分別収集計画の阻害要因になるおそれはないだろうかというふうに懸念いたしますが、どのように認識されていらっしゃるか。

この法律のシステムに乗せるためには、もう一点であります。分別収集した容器包装廃棄物を市町村のレベルで分別基準適合物に該当するものにする処理が求められております。これは保管のための施設を場合によつては新設しなければならぬということにもなると思ひます。したがって、これに要する費用はかなりのものになると思われ、これに要する費用は、船橋市の場合、どの程度の負担増を見込んでいらっしゃるのか、もし試算などをなさっておられればお伺いしたいのであります。それから、碓井参考人にお伺いいたします。このたびの震災、本当にお見舞い申し上げます。私も神戸の縁の者でございます。

この法律のシステムが動き出して回収や再商品化の新しいビジネス分野が広がると、大企業がこの分野に進出してきて、これまで町内会とかPTAとかあるいは子供会など一体になってやっていた草の根の資源回収運動、生協ということを入れていのかどうか知りませんが、その零細な業者の方々の経営が脅かされるという事態になるおそれがあると思ひます。実際に消費者のお立場から、この問題についてはどう御意見をもちなされるか、お伺いしたいのであります。

三番目に、西川参考人にお伺いいたしますが、商工会議所はこの法律に基づいて設けられる指定法人と委託契約を結んで再商品化の事業の一部を担う、こう聞いております。また伝えられております。どういうお仕事を想定なさっているのでしょうか。仮に、管轄の地域の再商品化事業を主体的に推進するとなれば、これまで資源の回収を行ってきた零細業者との関連を考慮しなければならぬと思ひますが、そういうことについての今の考え方をお尋ねしたいと思ひます。

それから、最後に碓井参考人でありましても、スーパー業界は一定の規格商品を提供するために食品を中心に容器包装廃棄物を多用されて、その意味では容器包装廃棄物の大きな発生源の一つになってきたと思ひます。率直に申しまして、先ほど資料等の御説明を伺いました。いろいろ御努力をなさっていることを承知の上で、今回の法律ができるに当たります、例えば容器包装廃棄物になるようなものは使わないというような抜本的な検討をなさっているのかどうか、そこらの姿勢といえますか、お考え方をお伺いいたします。

以上、それぞれよろしくお伺いいたします。

○参考人(吉岡 忠夫君) それでは、御答弁申し上げます。私自身もまだこの法案に対して勉強不足でまことに恐縮でございます。私は、この包装廃棄物の分別をすることによる一般廃棄物への影響そのものについてはないものと考えております。

それから、二点目の置き場所等の問題でござい
ますけれども、これに対する費用、経費の問題で
ございませうけれども、私どもの方は幸いにしてリ
サイクルセンターを持ってあります。したがって、
この敷地内かなりのそういうストック的な
ヤードもございまして、特に費用云々というこ
とでございまして、私どもではもう過去に
やっておりますので、その辺ちよつと経費はわか
らぬので、恐縮でございましてお許しいた
だきたいと思ひます。

以上です。

○市川正一君 現在のリサイクルセンターで大体
賄えるということですか。

○参考人(吉岡忠夫君) はい、そうでございま
す。

○参考人(磯井美智子君) この法案によりまして
役割分担がはっきりして、私たちが今まで取り組
んでまいりました苦勞もようやく報われたという
ようなことを先ほど申し上げたのでございませう
けれども、やはり自治体の方で具体的にこの法案に
基づいて動き出すときには、運用に当たりまして
何らかの機関といひますか、消費者も含めた機関
が設定されるのではないかと。そのときに、やは
り私どもは今までも世話になりました零細回収業
者といひますかそういう方をどうするかという心
配を消費者といひまして持つております。これ
は、今ここでどう思ふかということよりも、自治
体で運営の基準を具体的にどうするかといった中
で私どもはお話を出していきたいというふうにし
ております。

○参考人(西川慎一君) 各地の商工会議所がこの
指定法人から業務委託を受けるようになってい
る、あるいは受けるのではないかとという前提で
御質問があつたわけでございませう。

先ほどから二度ほど繰り返して申し上げてい
るわけでございませうけれども、私ども何かそうい
うわさという話が多量世の中にあるということ
は承知いたしておりますけれども、まだ指定法人
の仕事のやり方自身がこれから詰められるという

ことのようにございまして、それから何がどうい
うふうな委託されるのかというふうなこともよく
わかりません。仮に委託をするというふうな方針
が決まったとしても、それでは具体的に何と何を
どういう費用と人員でというふうなことになる
わけでございまして、現在のところ私どもと
しては、各地の商工会議所のいろいろな実態もご
ざいまして、まだその点についてはよくわから
ないというのが正直な状況でございませう。

○市川正一君 考えていないということですか。

○参考人(西川慎一君) 白紙ということではござ
いませう。したがって、商工会議所が仮に受けた
ときに零細業者の云々というところについても、
まだそこまで思ひをいたしておりません。

ただ、個人の考えとしては、やはりごみの中
から資源化をするというふうな仕事を長らく営々
と続けてこられた人たちのいわば実績とかその蓄
積というものは貴重なものではないかというふう
に思つておりますし、いずれの団体がいずれの仕
事をするにしても、そういう効用、効能を生か
しながらやっていくということが重要なものではな
いかというふうな私個人としては思つておりま
す。

○参考人(稲岡稔君) 御指摘の問題は私どもの業
界にとりまして重い課題だというふうな受けとめ
ておりまして、例えば私どもの会社では、容器包
装を減らすあるいはなくしていくことができるか
どうかといったような検討を商品一つ一つにつ
いて続けております。

多少細かくなりますが、例えばヨーロッパでは
キノコを包装なしで裸売りで売つてるところが
ございまして、そういうふうな売り方が首都圏
のお客様に支持されるかどうかといったような検
討でございまして、あるいはスイスのあるスー
パーマーケットでは歯磨きを箱に入れないでチュ
ーブのまま並べて売つておりますけれども、そ
ういう売り方が日本のお客様に支持されるかどう
か。こういったような商品一つ一つの検討を続け

ておりまして、そんな検討を通じて容器包装
あるいは包装材料をなくすることができるとか、ある
いはなくさないでも減らすことができるか、ある
いは減らすことができないでもほかのものに置
きかえることができるか、こういうふうな試
みを続けているのが現状でございませう。

○市川正一君 終わります。

○委員長(久世公義君) 以上をもちまして参考人
の方々に對する質疑を終ります。

参考人の方々に、御多忙のところを長時間御
出席いただきましてまことにありがとうございます。
私どももまことに得るところ大きいものがございま
した。心から厚く御礼申し上げます。委員会を代
表し、一言お礼のごあいさついたします。あり
がとうございました。(拍手)

本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会
いたします。

午後零時三十分散会